

令和7年 第2回 定例会

美 深 町 議 会 会 議 録

令和7年6月18日 開会

令和7年6月20日 閉会

美 深 町 議 会

令和7年第2回定例会
美深町議会会議録
第1号（令和7年6月18日）

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第3号 令和6年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について
- 第 6 報告第4号 令和6年度美深町一般会計事故繰越し繰越計算書報告について
- 第 7 報告第5号 令和6年度美深町下水道事業会計予算繰越計算書報告について
- 第 8 一般質問
- 第 9 議案第18号の提案説明
- 第10 議案第19号の提案説明
- 第11 議案第20号の提案説明
- 第12 報告第6号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
- 第13 休会日の決定

◎出席議員（10名）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 木下 悠 君 | 2番 望 月 清 貴 君 |
| 3番 中 瀬 亮 太 君 | 4番 名 取 明 美 君 |
| 5番 欠 員 | 6番 田 中 真奈美 君 |
| 7番 小 口 英 治 君 | 8番 藤 原 芳 幸 君 |
| 9番 和 田 健 君 | 10番 荒 川 賢 一 君 |
| 11番 南 和 博 君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町 長 草 野 孝 治 君 副 町 長 川 端 秀 司 君

総務課長	中江勝規君	企画商工観光課長	小野勇二君
住民生活課長	桜木健一君	保健福祉課長	小林一仙君
農務課長	内山徹君	建設水道課長	中林秀文君
会計管理者	中村稔君	保健福祉グループ上席主幹	和田政則君
総務グループ主幹	青木吉信君	企画グループ主幹	渡辺善美君
経済産業グループ主幹	前田直久君	生活環境グループ主幹	川端健君
税務グループ主幹	中野浩史君	農業グループ主幹	加藤保昭君
建設林務グループ主幹	田畑尚寛君	水道住宅グループ主幹	町屋英雄君

◎教育委員会

教育長	杉本力君	教育次長	大堀裕康君
教育グループ主幹	元岡友之君	教育グループ主幹	前田貴也君

◎農業委員会

農業委員会会長	藤本博君	事務局長	内山徹君
---------	------	------	------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	竹田哲君
--------	------	------	------

◎議会事務局

事務局長	竹田哲君	事務局副主幹	服部満君
------	------	--------	------

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は 10 名全員出席です。定足数に達していますので令和 7 年第 2 回美深町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 120 条の規定により、議長において 2 番 望月議員、3 番 中瀬議員を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第 2 会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は本日から 20 日までの 3 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って本定例会の会期は本日から 20 日までの 3 日間に決定しました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第 3 諸般の報告を事務局長より行わせます。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告をいたします。まず閉会中の議長の動向及び各委員会の活動につきましては、議会側議案の議会の動きに掲載しています。次に閉会中、議長が受理しました陳情等について申し上げます。日本政府に核兵器禁止条約の参加、調印、批准を求める意見書他、4 件であり議会側議案に写しを添付しております。次に本定例会の提出議案について申し上げます。長側提出のものは、条例の一部改正 2 件、補正予算 1 件、報告 3 件です。議会側提出のものは委員会報告 1 件です。次に一般質問について申し上げます。一般質問通告者は藤原議員はじめ合計 4 名です。次に説明員については一覧表を配布しています。最後に一般質問においてはインターネットへの録画配信を行うため、議場内で録画を行っております。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 行政報告

○議長（南 和博君） 次、日程第４ 町長から行政報告について発言を求められておりますので、これを許します。

草野町長。

○町長（草野孝治君） おはようございます。行政報告といたしまして１、令和６年度各会計の決算状況について。２、今春の農作業状況と６月５日現在の農作物生育状況についての２点についてご報告申し上げます。まず１点目の令和６年度的美深町各会計の決算状況について報告を申し上げます。令和６年度会計につきましては５月３１日をもって出納閉鎖し、現在、係数確認と決算書の調整に当たっているところでありますが、歳入・歳出の決算状況につきまして一般会計から順にご報告を申し上げます。令和６年度の一般会計は特別養護老人ホーム移転改築や町民体育館改修に向けた実施設計、ゴルフ練習場改修工事のほか、地方創生臨時交付金を活用した電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金や定額減税調整給付金の給付、農業面においては麦乾燥調製施設整備事業への補助、酪農・畜産農家に対する配合飼料価格高騰対策給付金などを行いました。西団地公営住宅立替工事や美深小学校体育館耐震化工事の完了などにより決算規模としては前年度と比べ８００万円余り下回る状況となりました。歳入では町税は４億１８２万７,０２２円で、前年比で９８３万３,４１０円の減少。臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額については、３４億７,７９９万８千円と前年比で２,５７８万９千円の増加となっております。なお令和６年度から令和７年度へ繰り越した事業は明許繰越３事業と事故繰越１事業の計４事業で２,１２４万７,４００円となっております。繰越事業の詳細については、議案書の報告第３号及び第４号でご説明を申し上げます。この結果、歳入５６億６,２３２万７,８２５円、歳出５１億１,７７０万１,５５７円。差引５億４,４６２万６,２６８円の黒字であります。この実質収支額の内、翌年度に繰越す財源４７３万９,４００円を除いた額の約半分２億７千万円を財政調整基金に編入しまして残り２億６,９８８万６,８６８円を令和７年度会計へ繰越いたします。次に国民健康保険特別会計について申し上げます。国民健康保険につきましては、被保険者数が年々減少傾向にあります。保険給付費については高額療養者の増加により前年度比０.７％の増加となったところであります。令和６年度の決算額は歳入・歳出ともに４億９,３２９万１,５１０円となるものであります。なお、国保財政調整基金の年度末現在高は１億４,３７３万２,７８９円となっております。次に、後期高齢者医療保険特別会計について申し上げます。この特別会計の主な事業は保険料の徴収と北海道後期高齢者医療広域連合への保険料納付などとなっております。後期高齢者の被保険者数は減少傾向にありますが、保険料率の増加により広域連合への納付金に

については前年度と比べ増加となっております。令和6年度の決算額は歳入8,844万8,261円、歳出8,833万7,841円、差引11万420円を令和7年度会計に繰越したところであります。次に、介護保険特別会計について申し上げます。第1号被保険者数は前年度比2.9%減少し、要介護・要支援認定者数についても前年度比2.2%の減少となりました。要介護認定等を受けた介護サービス受給者にかかる保険給付費については前年度と比較して2.9%の増加となったところであります。令和6年度の決算額は歳入・歳出ともに5億8,966万120円であります。なお、介護給付費準備基金の年度末現在高は4,344万6,844円となっております。次に簡易水道事業会計について申し上げます。簡易水道事業につきましては、中央簡易水道事業と北部簡易水道事業の事業統合後、はじめての決算となりますがこれまで同様、水の安定供給と経営効率化に努めた結果、収益的収支で421万9,282円の純利益が生じました。また資本的収支では2,161万7,463円の不足が生じましたが、これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金をもって補てんした結果、翌年度繰越現金は4億6万9,213円となるものであります。次に下水道事業会計について申し上げます。令和6年度は公営企業会計適用の初年度でありました。公衆衛生の維持及び保守・管理に万全を期し、環境・公衆衛生の充実に努めてきた結果、収益的収支で3,494万3,083円の純利益が生じました。また資本的支出では、9,006万1,317円の不足が生じましたが、これにつきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度剰余金、当年度損益勘定留保資金をもって補填した結果、翌年度繰越現金は353万9,960円となるものであります。なお、令和6年度から7年度へ繰り越した事業は3事業で6,481万2千円となっております。繰越事業の詳細については、議案書の報告第5号でご説明を申し上げます。以上が各会計の決算状況の報告でございます。次に2点目、今春の農作業状況と6月5日現在の農作物生育状況等について報告を申し上げます。まず気象経過としましては、今年は昨年同様、積雪が平年より少なかったものの融雪期は4月20日で平年並みとなりました。融雪後の4月下旬以降は高気圧と低気圧が交互に通過し、数日の周期で天気が変わる状況でした。気温は平年並みで推移しました。5月に入り気温は月を通して平年より高かったものの、下旬は平年より低く、かなり低い日もありましたが、降水量及び日照は平年並みとなりました。6月上旬も気温は平年より低く推移いたしました。次に農作業状況につきましては、耕起作業は、水田は平年より2日遅い5月1日、畑地は平年より3日遅い4月29日から始まりました。移植・植え付け作業については、水稻は平年より1日早く、てん菜は4日早く終わっておりますが、馬鈴しょは平年より3日遅く作業を終えております。その他、南瓜の定植作業及

びそばの播種作業は6月に入ってから本格化し、現在最盛期を迎えております。次に主要農作物の生育状況ですが、水稻の生育は平年よりやや小さい状況となっております。小麦の成育は秋まき小麦については生育不良により廃耕した圃場が1件ありましたが、平年並みで推移しております。春まき小麦については、初冬まき栽培は平年並み、慣行栽培は平年より4日遅く播種作業を終えておりますが、生育は順調に進んでおります。牧草の生育は平年並みで推移しております。ホワイトアスパラガスは4月の低温の影響により平年より1週間ほど遅い4月16日から出荷が始まりました。太物規格は昨年同様に少ない状況ですが、価格は高値で推移しており収穫は6月末頃までの見込みとなっております。ハウス栽培のグリーンアスパラガスは4月14日から出荷がはじまり5月25日で受入れを終了しました。4月の低温の影響により収量は平年より少ない状況となりましたが価格は高値で推移しております。露地栽培のグリーンアスパラガスについては、5月13日から出荷が始まりましたが5月下旬の低温の影響により収量は少ない状況となっております。価格については平年並みで推移し収穫は6月末頃までの見込みとなっておりますが、一部圃場でマイマイガの幼虫による食害が見られております。恩根内放牧場については、5月26日から入牧開始しました。6月5日現在の放牧頭数については、牛が261頭となっており、今後馬の入牧が予定されております。以上、農業関係の報告とし2点の行政報告といたします。

○議長（南 和博君） 只今の行政報告に関しお尋ねの向きがありましたら発言願います。別段なければ本件報告済みといたします。

◎日程第5 報告第3号 令和6年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告
について

○議長（南 和博君） 次、日程第5 報告第3号 令和6年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についてであります。提出者から報告願います。

中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） それでは私の方から報告第3号についてご説明申し上げます。議案書の12ページお開き下さい。報告第3号 令和6年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について。令和6年度美深町一般会計予算の繰越明許費について別紙のとおり翌年度に繰越したので地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。次のページ13ページお開きいただきたいと思います。この繰越明許費については、本年3月の第1回の定例会で令和6年度一般会計補正予算（第9号）により設定をした3本の繰越事業にかかる予算となっております。繰越明許費として設定した合計予算額は一番下の

行、2,968万7千円。この内翌年度に繰越した総額については1,824万7,400円となるものでございます。順にご説明申し上げます。まず1行目、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費。事業名 社会保障・税番号制度関係事務事業については戸籍法の改正によりまして戸籍への氏名、ふり仮名追加に対応するための通知書作成業務にかかる委託料でございまして、当初国の支援に基づき予算措置をしていたのですが、国の仕様に追加変更が生じたために予算88万8千円の全額を繰り越して7年度の予算と合わせて実施することになったものでございます。財源については全額一般財源としてございますけれども、7年度の交付決定によりまして全額国の補助金対象となるものでございます。次、2行目、3款民生費、1項社会福祉費。事業名 物価高騰重点支援給付金給付事業。こちらについては、本年1月の第1回臨時会で追加補正いたしました住民税非課税世帯に対して1世帯あたり3万円と同世帯の子育て世帯に対して子ども1人あたり2万円を加算して給付する事業、こちらにかかるもので給付システムの改修などに時間を要し、年度内に全て給付することが困難となったために繰越したものでございます。内訳については480世帯分の給付金、こちら1,440万円。それと70人分の子ども加算分、これが140万円。それと事務費73万8千円合わせて1,650万8千円を繰越したものでございます。現在7月31日までを受付期間として進めているところでございます。財源については全額国の補助金、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金、こちらで対応するものでございます。次、3行目、6款農林産業費、1項農業費、事業名 PCB廃棄物処分事業については、斑浜高台浄水場解体の際に発生した低濃度のPCBの廃棄物の処分にかかる手数料で、昨年処分すべく環境省と協議を進めてきたのですが環境省の見解が一向に示されないという状況の中で当初予定していた低濃度処理が出来ない、出来ずに、みなし高濃度PCB廃棄物として処分することとしたのですが、年度内の事業完了が困難であることから繰越したものでございます。こちら3月26日に契約をした85万1,400円を繰越したもので財源については全額一般財源となるものです。この85万1,400円の内訳については処分の手数料が40万400円、収集運搬に掛かる部分45万1千円となるものでございます。以上、3つの事業で繰り越した予算の総額が1,824万7,400円となるものでございます。以上、報告第3号の説明といたします。

○議長（南 和博君） 只今の報告第3号に関し、お尋ねの向きがありましたら発言願います。

6番 田中君。

○6番（田中真奈美君） ちょっとご説明いただいたものと話が変わってしまうかもしれないのですが、こちらの給付金なのですが、先日も情報端末で受け付け7月30日

までですというものが多分報告されていたと思うのですが、実際にその受付に来られていない人数等把握されているのかということと、またこちらにというのが分かってはいるのですけれども周知方法は情報端末のみなのかということをちょっとお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ上席主幹。

○保健福祉グループ上席主幹（和田政則君） 給付金の関係ですが、対象となる世帯については、町の方から確認書を送付している。その内、今現在、確認書の返送をいただいた世帯につきましては633世帯、子どもについては41人分となっておりまして、まだ見えていない方につきましては50、60世帯ほどが申請に来られていないというような状況でございます。

○議長（南 和博君） 他にありませんか。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 先ほどの説明では480世帯とこちらでメモしているのだけでも、今の返答は600何ぼの世帯の説明だったけれども、その差異はどういうことですか。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ上席主幹。

○保健福祉グループ上席主幹（和田政則君） この事業ですね、6年度から行っておりまして、6年度、7年度にまたがっての給付金の支給となっております。その関係で6年度、7年度合わせまして633世帯の支出があるというような状況でございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） ちょっと分かりづらいのだけれども、これ繰越だから、そしたら600何ぼの世帯から480世帯を引いた翌年度繰越の額1,600万ということではないのですか。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ上席主幹。

○保健福祉グループ上席主幹（和田政則君） 633世帯から480世帯引いた分が6年度に支出した部分ということでございます。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。他、なければ本件報告済みと致します。

◎日程第6 報告第4号 令和6年度美深町一般会計事故繰越し繰越計算書報告
について

○議長（南 和博君） 次、日程第6 報告第4号 令和6年度美深町一般会計事故繰越し繰越計算書報告についてであります。提出者から報告願います。

中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） それでは報告第4号です。議案書14ページお開きいただきたいと思います。報告第4号 令和6年度美深町一般会計事故繰越し繰越計算書報告について。令和6年度美深町一般会計予算の事故繰越について別紙のとおり翌年度に繰越したので地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告をする。15ページをお開きいただきたいと思います。今回の事故繰越としたのは一本の事業ということで、2款総務費、1項総務管理費、事業名 美深町活性化促進事業、特産品等の研究開発ということで、支出負担行為額については300万円。この内訳については支出未済額が同額、6年度繰越額及びこれにかかる財源の一般財源についても同額となるものでございます。こちら昨年12月の第4回定例会で追加補正をした活性化促進補助の特産品等の研究開発事業、これを活用した加工施設整備にかかる補助金で議決受けまして12月24日の企業開発審議会、こちらで事業承認を受け、年度内の事業完了を目指して計画で進めてきたのですが、補助事業者において建物や備品等についてはほぼ完了するも、電気の引き込み工事において、ほくでんとの協議に時間を要して期間内に実施することができずに年度内の完了が困難となりまして、補助金の年度内支払いが難しくなったために事故繰越をしたというものでございます。なお、その後、7年度に入りまして電気の引き込み工事及び内部の配線、機器類の配置も完了しまして補助金の支出に至っております。以上、報告第4号の説明と致します。

○議長（南 和博君） 只今の報告第4号に関しお尋ねの向きがありましたら発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ本件報告済みといたします。

◎日程第7 報告第5号 令和6年度美深町下水道事業会計予算繰越計算書報告
について

○議長（南 和博君） 次、日程第7 報告第5号 令和6年度美深町下水道事業会計予算繰越計算書報告についてであります。提出者から報告願います。

中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） それでは報告第5号です。議案書16ページお開き下さい。報告第5号 令和6年度美深町下水道事業会計予算繰越計算書報告について。令和6年度美深町下水道事業会計の予算繰越額について別紙のとおり翌年度に繰越したので地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をする。17ページお開き下さい。今回繰越した分については3つの工事の分ということで、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名

浄水管理センター電気設備改修工事、他2件となっておりまして予算計上額6,481万2千円。6年度繰越額同額と。左の財源として国庫補助金3,517万7,868円、企業債に2,960万円、損益勘定留保資金3万4,132円となるものでございます。本事業については浄水管理センターのNo.1返送汚泥ポンプ等の更新にかかる電気及び機械の設備改修工事と、これらにかかる施工監理業務でございまして、当初令和7年3月21日までの工期としていたのですが世界的な半導体不足等の影響を受けまして、電子部品等の供給遅延によりまして年度内の完成が見込めなくなったことから、それぞれ工期を令和7年10月31日までとして建設改良費を繰り越したものでございます。以上、報告第5号の説明といたします。

○議長（南 和博君） 只今の報告第5号に関しお尋ねの向きがありましたら発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 別段なければ本件報告済みと致します。

◎日程第8 一般質問

○議長（南 和博君） 次、日程第8 一般質問を行います。一般質問の通告者は4人です。発言の順序は通告の順序と致します。発言時間は再質問を含めて30分とします。それでは通告順に従って発言を許します。

8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） それでは一般質問を始めさせていただきます。私が丁度、議員になった年というのが2011年の5月であります、当初の美深町の人口は町広報の5月号によりますと5,024人だったのです。この年というものは、第5次総合計画がスタートした年でもありました。まちの人口減少が進む中で、施設やライフラインの維持、暮らしをどう守っていくかなど、人口減少下でのまちづくりをどう進めるのかということを私なりに伺ってきた、そういうようなことを思い出しながら、また、今回また、質問させていただくわけですが、美深町は人口が減少に転じてすでに60年以上経過する中で、様々な課題に取り組んでまちづくりを進めてきた経緯があると思います。その中の1つ、住宅の問題ということで今回は質問させていただくわけですが、これは今問題になっております米のように、短期間に状況が大きく変化したというわけではないのかなと思っておりますが、少しずつ発生してきていたものだとは思いますが、状況を見ますと、今後は大きく問題化するのではないかと危惧するところでもあります。町長に対しましては、これからそういうものも踏まえて、人口減少下でこれから進めるまちづくりについての考

え方について、今回はお伺いしたいと思いますのでよろしくお伺いしたいと思います。まず1項目、行政で増加する空き家、まちの住環境をどう守るのかということで、まず質問させていただきます。質問の要旨を読み上げます。我が国は急速な少子高齢化の進行により14年連続で総人口が減少しており、これらに伴い全国的に空き家問題が深刻な社会問題になると言われて来ております。空き家は居住者の高齢化と所有者の管理、活用上の問題で発生するとされており、本町ではすでに65歳以上の人口割合が42%を超え、人口減少も続いている状況で、多くの空き家が発生してきております。一部では活用されているものの、放置されている住宅も多く、今後もさらに居住者がいない住宅が増えることは本町のまちづくりにとっても対策が必要であり、町長が目指す安心・安全なまちづくりをどのように進めるのか町長の考えを伺います。1、空き住宅の所有者は周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理しなければならない責任がありますが、放置住宅ではこの冬も屋根の雪の落下など管理不足による周辺への弊害も出ている状況であります。町は速やかに安全を確保し、所有者に連絡をとり住民に周知していることは承知しておりますが、状況が改善しない、なかなか改善されないことに付近の住民は不安を感じているところもございます。危険物件により強い指導や対応を図ることができないか、まず1点目であります。2点目、今後の住宅状況を鑑みると、管理の負担や解体費用の高騰で放置住宅がさらに増えることが想定されます。住宅の処分や再活用に繋がるよう町民に対し、住宅解体時の補助金の増額や中古住宅取得時の支援強化などを行い、放置される住宅の発生を抑制する対策が必要であると考えますが、合わせて町長に伺うものであります。よろしくお伺いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 藤原議員から増加する空き家、まちの住環境をどう守るのかについてご質問をいただきました。ご答弁申し上げます。1点目の空き住宅に対する町として指導や対応についてに関してのご質問ですが、空き住宅、ちょっと私の答弁の中で空き家ということ答弁するかもしれませんが、よろしくお伺いします。空き家などについては所有者の責任において適切に管理していただいておりますが、一部では議員がおっしゃるとおり、老朽化や雪の重みなどで屋根や外壁が損壊、破損し、風の影響で飛散したり、冬期間においては屋根の雪が落ちて道路や通学路の通行の障害となっている状況が見られております。町としましても季節を問わず危険な建物の把握に努めております。特に冬期間はこのような建物は町内パトロールや町民の皆様からの貴重な情報提供いただくなか、安全対策などの対応に当たって来ているところでございます。周囲に危険を及ぼす恐れのある危険な空き家等については、居住している家屋に直接伺ったり、訪問したり、居住し

ていない住宅等については管理者への連絡、そして管理者が町外にいる場合は空き家等の状態を撮影した写真を含め電話や文書による連絡、雪下ろし事業者の紹介などを行い、随時それぞれ個別に対策にあたってきております。住宅の管理を怠り、危険家屋となった空き家等について歩行者や車両等破損させた場合は所有者の責任に発展することから、町としましても状況が悪化する前に、これまで同様対応を進めて参りたいと考えております。また空き家等に伴う危険家屋対策につきましては、所有者の情報把握や空き家バンクの状況、固定資産の状況、除排雪による申し込み、住宅解体補助の情報提供、離農された土地や建物の状況など、複数の担当セクション、役場内の課が関係している状況でもあることから、今後においても各課連携した取り組みを行う中で、空き家対策の強化を推進して参りたいと考えてございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。次、2点目の空き家などの抑制対策について答弁申し上げます。今後の住宅事業を見据えますと管理の負担や解体費用の高騰により、空き家等が一層増加することが懸念されております。これらの課題に対しましては町としても真剣に取り組む必要があると認識しております。まず現行の美深町快適な住まいづくりと商工業振興補助制度についてでございますが、令和5年度に移住者に対する新築、中古住宅の取得、店舗の整備を新設するなど内容を拡充し、4年間の時限条例として解体工事費、解体工事なども含めた支援策を講じているところでございます。しかしながら、ご指摘いただいたように物価高騰や解体費用の増加、最近ではアスベスト等の処理も発生するというように伺ってございます。解体費用の増加に伴う経済的な負担は一層大きくなり、補助金増額のご意見や要望も寄せられているのも事実でございます。こうした声に応えるべく、担当部署では実態把握等に努めて参りました。空き家対策は一概には解決できない多様な課題がありますが、安全・安心なまちづくりを推進していくためにも、引き続き調査・協議を重ねつつ、空き家住宅・危険家屋の抑制に重点をおいた施策を検討して参りたいと考えております。最後になりますが、この問題は住民生活に関わる重要な課題ですので、ご意見・ご要望を真摯に受け止めながら、公平かつ効果的な施策展開に努めて参る決意でございます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上答弁と致します。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 只今、町長の方からまず空き家等で色々問題が発生したもの等についてご答弁をいただいたところでありますが、私もその辺に至っては、若干関りもあったものですから十分承知はしているわけでございますが、その中でさらに何点か伺いたいと思います。空き家に関して先ほどの町長の答弁の中でも色々対策は打っている訳でございますが、住む人がいなくなった空き家、あるいは所有権が移った空き家、これは全て継承

した人が当然責任も継承しているということになるわけでございますけれども、私を感じる部分におきましては、本町においては周辺にあまりそういった迷惑をかけるわけにはいかない、そういう意識を持っている住民が本当に多いのかなという風には思っています。ただ、なかなかすべてがそういう中で判断ができない部分もあって色々放置されている住宅もありますけれども、そういう状況になった時の早期の対応というものが有効ではないのかなと感じるわけでありまして、問題が発生してから所有者にこうです、ああですという話ではなくて、そういうその所有権が移った時、あるいは家族内で相続とか色々な形で所有者が変わった時などが、そういう空き住宅、放置住宅にならないようなそういうことを一度話し合う時間があれば凄く良いのではないのかなと思う訳ですけれども、そういうことに関して長側から何かそういう情報を掴んでお話をもっていくという問いかけするようなことはあるのかなのか、ちょっとその辺に関してはどのような状況でしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 全体の事ではなくて、転出だとか亡くなったりとかしてお子さんが相続したりとか、または第三者の方に転売といいますか、譲った場合のそのまま空き家になった場合の早期対応ということだと思えるのですけれども、きたいっしょ推進協議会、移住対策の協議会の部分では転居される時に、その住宅の扱い等について、そういう空き家バンクに登録しませんかというようなそういったご紹介というかそういった対応はしてございます。ご承知のとおり国の方で2015年ですか、空き家対策特別措置法を制定しながらそれぞれ空き家問題について対応してございます。国においても空き家の適切な管理が不可欠ですよということで、空き家になった場合については、壁、窓、屋根の点検をすることですとか、傷まないように喚起や通気をすることですとか、排水設備の点検をすることとか雪下ろしをすることとか、敷地内の清掃、庭木の剪定といったそういった部分について、こういうようなチラシ等もつくって国レベルでは対応されています。そういった部分について今後、美深町においてそういう空き家に対する全体の指針というのですかね、ガイドライン的なものは持っていません。それぞれのセクションで対応されているというような状況ですので、今後そういったものも含めて周知なりを図っていく必要が一層あるのかなと思っている所でございます。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 色々町が取り組みを行っていることの中に、空き家バンクの話もちょっとあったのですけれども、空き家バンク、ちょっと今日の時点ではちょっとわからないのですけれども、ちょっと私が以前確認したところ、4件ほど登録があったのかなと

と思いますが、全ての空き家バンクというわけではなくて、中にはそういうものに頼らずとか、それ以前に処理とか、売買が済んでいる場合もありますので、全てが空き家バンクというわけではないですが、その辺、町長もPRということもちょっと言いましたけれども、そういう制度を使って、なるべく空き家になってからどうするというわけではなくて、その事前の段階でそういうものを検討できるような、そういうPRも有効ではないのかなと考えるものであります。また、本町の状況でいくと色々町もそういう政策等を行ってはいるけれども、これ直接何をどうするという具体的なものがなかなか組めない政策の中で、色々な啓発や指導ということで物事を進めていっても、残念ながら今はそういうことで、ものが解決する時代ではなくなっているということをちょっと心配はしているのですよね。そうしないと町民の間の公平感であるとか、社会秩序というのが何となく保てないような、そういう時代になってきているというのがちょっと個人的には心配しているのです。それで、これはどういうことが出来るのかわかりませんが、やはり指導などでもなかなか解決しない時には町条例などでその罰則等の強化ということを盛り込みながら対応していただくというようなことも、今後は必要になることもあるのではないかなと思うのですけれども、そういったものに関してちょっと町長自身はどのような考えをお持ちか伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 今、議員からは空き住宅というような部分のご質問かと思いますが、ちょっと町の方で心配しているのは空き住宅だけではなくて、空き店舗さらに空き事務所ですとか倉庫の農業用の施設等含めた段階での老朽化または亡くなって上手く引き継がれていないで放置されている部分、そういった全体の部分を含めたどちらかという安全・安心なまちづくり含めた環境対策というのですかね。そういった部分でちょっと強化していく事ができないかということで、この後の議会が終わった後、政策会議もありますし、また総合計画のローリングの事業のヒヤリング等もございますので、そういった中で先ほどご答弁申し上げたとおり真剣に考えていかなければならないのかなと思っております。条例の制定のお話もございましたけれども、ちょっと各課横断しているもので、まちとしての空き家等の対策指針というのですかね、方針、計画というのですかね、そういったものを見据えながら検討して、その後に将来的に要綱になるのか条例になるのか、そういった部分に繋がっていくのかなと思っています。今、色々場合によっては危険物件として措置法に基づく措置、代執行なりそういった部分も想定せざるを得ないことも今後考えられますので、そういった部分も視野に空き家だけではなくて空き家になる前のことも大切ですが、その将来のことを見据えた安心・安全なまちづくり、環境対策含め

た中で一層ちょっとこういった具体的な施策が打てるか含めて検討していきたいなと考えております。

○議長（南 和博君） 8 番 藤原君。

○8 番（藤原芳幸君） 今、町長の方からもあったように空き家、空き家って言っても色々な分野での空き家、空き店舗という話もありましたけれども、本当に状況は幅広く存在しているのかなと感じております。そして空き家にならない、放置されないような対策ということもちょっと当然あるわけでありましてけれども、1つの例として、私、今、第5自治会に住んでおりますが、第5自治会というのが現在戸数としては約350戸、500人が暮らしている自治会なのです。第5自治会は公営住宅、職員住宅、独身寮、教員住宅、また高齢者住宅等があって、特養もあり介護保険施設もあるということで、戸数の割には戸建て住宅というのが僕もちょっとびっくりしたのですけれども、割と少なく、個人の戸建て住宅のようなところに住んでいる世帯というのは100世帯ぐらいなのです。350戸の内100世帯ぐらい。現状でいくと10戸ほどが住んでいたうちが今住んでいない状況になっているということなのです。そして今後のことを見ますと、後期高齢者が暮らして、それ以外が、家族が住んでいないという住宅は、現状で20戸に迫るぐらいの状況なのです。割合でいくと約2割近い住宅がそういう状況になっていると。これを市街地単位で見ますと結構な数になるのではないのかな。今後、数年で空き家がどんどん増えていく状況になっていくというのが本当になんとか見て取れるわけなのですけれども、これを実際こういう状況もあるということを考えた場合に、このまちの中を見た場合に、町長は今の状況、第5自治会の例ですけれども話をさせていただきましたが、ちょっと今の数字を見て町長どう思われるかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 数字どうのこうのという部分は私も市街地動いて、これはちょっと環境的によろしくないな、近所にも迷惑かかっているなというのものもあるし、空き家になって段々危険家屋になってくると、その相続人の方が美深にいない場合、町内に親戚だとかいますよね。そういった方にもやはり迷惑というか、かかるのかなと思います。実際、私も両親それぞれ空き家を持っていますし、空き家になる見込みの住宅もございます。やはりこれは何といたらいいいですかね。終活といたらいいいですかね。そういった中で、やはり相続されていく子どもに迷惑かけないようなことをやはりしっかり考えてもらわないと、ずっとこの課題は続くのかなという風に思っております。数字について一概にどうこうというようなコメントはございませんけれども、皆さんの、我々もそうですけれども自分たちの子どもたちに荷物になるようなことのないような生涯学習とまでは言い過ぎかも

しませんけれども、そういった意識を持っていただくことが大切なのかなと思ってございます。

○議長（南 和博君） 8 番 藤原君。

○8 番（藤原芳幸君） 私も同じような状況もよく理解していて、恐らく本当に先ほども申し上げましたけれども、今の美深の今住んでいる住民の方というのは本当に地域にも、ましてや家族の中にも問題をかけたくないという思いで暮らしている方が本当に多いのではないのかなとは思いますが。ただその内に今住んでいる家を何とかすれというのは、これは無理な話なので、今後そういうものが発生しないように、それこそ先ほどいったように早期に色々な情報を出すだとか町の方針を伝えるというのは凄く重要なことではないのかなと思うのですが、実際、空き家、放置住宅となった場合というのは現状では多くの制約があって、まちができることというのは町民が思うほどそこまで多くないのかなと思っております。ただ、そのまま町も一緒になって放置していくということにはいけないのでなかなか難しい問題なのかなと思っておりますけれども、これらの問題を解決していくということを考えますと、これまでの手法だけではやはりなかなか物は進んでいかないと。新たな仕組みや発想というものが求められると思います。先ほど町長も今後のことに對して、どういったものができるのか考えなければならないという話もありましたけれども、これは従来の視点や発想にとらわれなく、新しい考えのもとで何か今までと違う手法というものを考えていかなければならないのかなと思います。職員というのは、本町の職員は、そういった課題解決に立ち向かう能力というのは、私は持っていると思います。そこで、その能力をしっかりと発揮していただくために、従来の視点、発想にとらわれずに能力を発揮していただけるような、そういった取り組みも町長を中心になって進めていただければ有難いと思うのですが、ちょっとそこら辺の今後の課題解決に対する取り組み方、町長の思う姿勢についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 先ほど答弁申し上げましたとおり、重点施策を検討していくということで、これまでも安心・安全なまちづくりの一環として、今年度は総務課の中に防災の選任の元消防署長を配置する中、対応してきていますし、役職定年者を広域ごみ処理施設の移行に伴う主業務、専任的、そういった特命担当職員といってもいいのかもしれないのですが、そういった部分も今後視野に検討していかなければならないかなという事も考えているところでございます。一歩進めた形で対応していかなければならないというのも私はわかっていますし、住民が迷惑かけているのに町は黙って見ているのか、町長はそれで良いのかというような声もございます。その中でやはりぶち当たるのが、公平かつ

効率的な展開ができるかと。こういった部分もございますので、町民の理解、議会の理解、財源等もかかってくるのかなと思っていますので、そういった部分も含めながら、まずは直近の環境整備のために解体したいのだけでも費用が莫大に上がっている。そういった部分もできるところから見直していく、検討していく改善していくというようなことを今考えてございます。引き続き色々なアイデア、先進地視察等での情報があれば提供いただければと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 8 番 藤原君。

○8 番（藤原芳幸君） 空き家住宅の点につきましては、町長がいているように、今すぐ取り組まなければならない即効性のあるものと、長期的に色々住民の要望等も聞きながら、駄目なものは整理してくと、使えるものは使っていくというそういうようなことで今までとは違う視点を持ちながら対応を検討していきたいというようなことでお話だったと思っておりますので、是非とも少しでも事態が好転し、町内の環境が良くなり、空き家の抑制等に繋がるような施策ができてくることを期待したいところでございます。続きまして、次の項目の福祉の高齢者が安心して暮らせる生活環境整備についてということで質問を変えたいと思います。質問の要旨を申し上げます。本町では高齢者も安心して暮らせるまちづくりを目指し、様々な施策を講じておりますが、その1つに緊急通報システムというものがあまして、1人暮らしの高齢者にとっては大変心強い取り組みとなっているものでございます。現在町内の設置対象者で緊急通報システムを設置している世帯は40件ほどでありますけれども、町内の町の中には80歳以上で一人暮らしをしている方というのは120人近くいる現状であります。事業の存在そのものを知らない人もおりまして、周知方法等を工夫し、より多くの高齢者が安心して暮らせるようこのシステムの利用拡大を進めてはいかかかということで町長にお伺いするものであります。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 件名2つ目の高齢者が安心して暮らせる生活環境整備についてご答弁申し上げます。この案件といいますか、緊急通報装置の関係につきましては、先の総務住民常任委員会の中の所管調査で十分ご理解得られているのかなと思ってございますが、緊急通報装置は在宅の一人暮らしの高齢者などに対し、急病や災害発生の緊急時に迅速かつ適切な救急救助体制をとることにより、生活不安の解消や人命の安全を確保することを目的として設置してございます。設置には地域包括支援センターやケアマネジャーの定期訪問、介護保険認定調査の他、民生委員の高齢者安否確認訪問による情報を受け、身体病弱や重度の心疾患・喘息など持病を持つ高齢者に緊急通報装置について説明し、設置を進めており、機器の設置を遠慮するといひますか、嫌がる方や携帯スマホなどを持っている

からと断られるケースもございますが、現在60台の保有の内、42荷台を設置しているところでございます。必要と思われる方には洩れなくお話をしておりますので、制度を知らないということはないのではないのかなと思っているのですけれども、ご質問にはそういった趣旨が書かれておりましたので、身近にそういう方、気になる方がおられましたら、今すぐにでも担当の方にお知らせいただければ幸いと存じます。今後とも高齢者の安全・安心な生活のため関係機関と連携する中で必要な世帯の設置を進め、緊急通報装置の有効活用に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 町長から今伺いしたところによると、ほぼ知っている状況ではないのかなと認識しているようですけれども、これは高齢者の話なので全て僕も聞いたわけではない。何件か伺ったところでいうと、そういうものは知らなかったという人も実際にいました。それが聞いちゃったけれども忘れちゃったかどうかそれはわかりません。それはわかりませんけれども、その他に町長が今言ったように、これみんながみんな希望するかどうかというのも、それもまた微妙なところでありまして、私はいらないという方も当然いらっしゃると思う。その中で知っているけど利用しないというのと、そんなものがあることが知らなかったというのであれば全く違うわけで、今120人近くが一人暮らしをしているという、当然、元気だから一人暮らしをしている方が多いわけなのですけれども、これ積極的にこれまた全員に聞いて全員が付けたいと言ったら、また大変なことになるわけなのですけれども、どうもその辺がたまたまそういう目に止まったとか、一部の人には話はいっているようだけれども、特別意識を持って皆に知ってもらおうというようなところまでは対策としてしていないのではないのかなと思うのですけれども、これがもし、しているけれども現状で40台なのですよということであれば良いのですけれども、その辺に対してちょっと温度差があるのかなという気はするのですけれども、あくまでも私としては、もしそういうことを情報提供していて、付けたい人が増えた場合には、例えば60件はできるわけなのですが、60件以上になった場合にはもう台数ないから駄目ですよということになるのか、ある程度希望者があるとすれば、そういったものを拡大して進めていこうというような考えもあるのか、ちょっとその辺に関して町長のお考え伺いたいなと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 担当の方ではその必要と思われる方には、全部お話が通じているということでの報告を伺ってございますので、もしかすると必要ないけれど私聞いていな

いよという方がその温度差がということは、その辺あるのかなと思ってございますので、その辺含めて、先ほど答弁いたしましたけれども、対象となる方にはもれなくご紹介というかお話を伝えているというようなところですので、もし聞いていない、付けたいのだという方がいたら、すぐに今にでも担当の方にお知らせいただければなと有難いなと思います。この60台過ぎたらどうするのだ、もちろん必要分については追加して配置していくべきものと理解しております。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） そういう必要な状況にあればしっかり対応していくというような答弁だったかと思うのですけれども、ちょっとこれは直接は緊急通報装置ではないのですが、もう1つ似たような事業の1つとしてほっとカプセル事業というものがあるのですけれども、こちらは65歳になった人に、65になった人の一人暮らしなのかな。設置してくださいということで全件対象になった人に毎年回ってくるのですけれども、お陰様で私もいただきました。いただきまして情報をこういうこと、こういうこと書いてシールを貼って冷蔵庫の中に入れているのですけれども、そちらの方に関しては多分ほっとカプセルを求める人ということではなくて、しっかり毎年対応されているのだなと感じているところなのですけれども、そのような形で意志だけは全部対象になった人に設置するのではなくて、先ほどいったように希望されない人もいるなかで、そういうような意志の確認だけというものはシステムのちょっと今後取り組んでもいいのではないのかな。その上で何台という形がでるのであれば、安心・安全を思うその気持ちも不安も多少は和らぐことができるのかなとちょっと思う次第ですけれども、その辺のことだけちょっと町長に伺って質問を閉じたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ちょっとほっとカプセルはほっとカプセルで進めていると思うのですけれども、緊急通報システムについては、すでに周知している状況ですので、全員に一台あたり数万するのかなと思いますし、さらにその電池交換ですとか点検等も要しますので、必要のない人まで皆に配するという考えはございませんけれども、今、答弁繰り返しますけれども本当に気になる方いましたらお知らせいただいて漏れなくこちらからは伝えているのですけれども、それに漏れがあったこともないとは限りませんのでそういった場合はすぐにご連絡いただければ対応させていただきたいということで答弁いたします。

○8番（藤原芳幸君） ありがとうございました。

○議長（南 和博君） 以上で、8番 藤原君の一般質問を終わります。

次、1 番木下君。

○1 番（木下広悠君） これより一般質問を行います。項目 行政。件名 地方創生 2.0 を契機に美深町の創生を。1、石破政権肝いりの政策「地方創生 2.0」が令和 7 年から実施され当初予算は令和 6 年度の 2 倍の額が計上されている。従前の「デジタル田園都市国家構想交付金」の内容を刷新した「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）」は事業の交付対象も拡大し、交付金額も最大 10 億円となり利用次第では自治体の発展に著しく貢献できる可能性がある。令和 7 年 3 月 31 日での交付決定件数及び採択額は 197 件、227 億であり、この交付金を活用している自治体は数多いが、美深町において第 2 世代交付金活用の議論はどれだけ行われているのか伺う。2、平成 26 年度から実施されている地域活性化起業人を今年度から初の試みで採用しているが、今年度まで長期で採用できていなかった要因は何か。地方創生に関する人材派遣事業は地域おこし協力隊が注目されがちな印象があるが、自治体によっては数多くの地域活性化起業人を採用して地域に活力を見出しているなので今後もこの制度を活用してもらいたいと考えているが今後も積極的に募集を行っていく考えはあるのか伺う。よろしくお願いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 木下議員から地方創生 2.0 を契機に美深町の創生をというご質問をいただきました。順次、順にお答えを申し上げます。まず 1 点目の第 2 世代交付金活用の議論についてでございますが、令和 7 年度の予算編成において町民体育館の改修工事の財源確保について新しい地方経済・生活環境創生交付金、今、第 2 世代の交付金ですね。これについて議論いたしました。令和 7 年度の当初事業には具体的な交付金の活用に至っていない状況となっています。色々なメニューが示されておりますけれども、それらについて担当者レベルでそれぞれ自分の業務の中で関連するものについて周知する中、検討されている部分もございますけれども、今後、国や道から提供される情報をしっかりと把握しながら関係部署と議論や検討を進めて参りたいと思います。5 月末にも国土交通省の旭川開発建設部から再度、二次募集の関係で同様のレクチャーを受けているところでございますので、今後行政としましては、この議会が終わった後の政策会議、そして秋の総合計画のローリング等の中で再度議論、検討を進めていければと考えてございます。次に、活性化起業人についてのご質問について答弁申し上げます。まず本制度は平成 26 年度から実施されており、当初は地域おこし起業人制度として新規事業創出や地方移住・定住を促進し、地域振興に重点をおいていました。令和 3 年度からは地域活性化起業人制度に改称され、多様な民間企業の社員受け入れやノウハウ共有を通じて持続可能な地域価値の向上と交流促進を目的とした制度へと内容が拡充されて参りました。地域活性化起業人は単

なる公募制度に基づく人材派遣ではなく、企業と自治体間で地域の実情やニーズを深く理解して、それを解決し、地域活性化に向けての企業のノウハウを活用させていただくもので、単に広く公募ただけで課題の解決になるものでないと考えております。美深町では第3セクターであります美深振興公社の経営改善に向け、令和6年度から事前準備として企業との関係構築、課題の洗い出し、経営改善計画の策定を行ったうえで、その計画を実際実践し、着実に成果を上げる手法として社員派遣による現場支援へと繋げて参りました。我々には持ちえない企業の経営力に大いに期待しているところでございます。今後も募集の考えについてということで、積極的に募集を行っていく考えはあるのかというような質問かと思えます。他の事業において地域活性化起業人制度の活用がこの分野では効果的であると思われる事案があれば活用して参りたいと考えてございます。それについても先ほど申し上げましたけれども、この後の政策会議等々で検討、議論して参りたいなと考えてございます。以上、答弁と致します。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 第2世代交付金を町民体育館の改修において議論された。ただ実施には至っていないという答弁だったと思うのですけれども、令和7年4月1日の時点では交付決定事業は補正と当初予算合わせて全国の市町村で見ると1,284事業と非常に大規模で、道内だけで見ても66件。採択額でいうと新規事業で38億と非常に多くの自治体がこの交付金を活用されている現実がございます。近場でいうと剣淵町の剣淵高等学校魅力化プロジェクトであったり、音威子府村のアートを通じた地域活性化事業、中川町の奥道北中川町構想構築事業などの事業に第2世代交付金が活用されております。もちろん議論はされていたということなのですが、この道内だけでも66事業行われており、今後様々な自治体の手を変え品を変え、色々な政策打っていく中で、この交付金活用というものはやはり先手、先手を打って勝ち取っていくべきなのかなと思っておりまして、少々議論はされていたということなのですが、のんびりとし過ぎているのかなと思ってしまいましたけれども、その意識として、町民体育館改修はもちろん結構ですけれども、今後新たな事業を打ち出して交流人口の増加であったりとか観光客の入込数の増加であったりとか狙っていく考えはないのか伺います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 先手、先手というお話もございますけれども、あくまでもこれは100%支援いただけるものではございません。自治体の再生にも影響してくるものでございますので、なかなか大きな事業になると、うちのまちづくり計画上に載っていないもの等々、例えば道の駅のリニューアル事業、拠点事業こういった部分については、できれ

ばこれを活用して出来ないかと思っている。やはり今ご承知のとおり町民体育館、特別養護老人ホーム等々大規模事業を控えていますので、そういった中で総合計画なり、まちづくりの計画に合致しないもの、すぐローリングして追加すれば良い、そんな単純なものでもないのかなと思っています。また事業についてもそうなのですけれども、事業費云々という部分もございますので、例えば2分の1だとしたら2分の1の負担できる範囲の事業であれば新たな部分も考えることができるのかなという風に思っています。実はここで説明するのはどうかと思うのですけれども、第1次の地方創生事業、こちらでは美深町ではチョウザメの新産業化、この事業を行ってございまして、全体で約、平成29年から令和4年度の中で国から地方創生の交付金、約2億ほど支援いただいております。残りは全体8億の中、過疎債、町の単費は約2,500万という中で進めてきているのですけれども、まだこのチョウザメの事業計画が達成されておられません。この地方創生の道半ばということでございます。これらの部分もまずはまちに現状、まちの現状を把握、再検証しながら問題のまち地方創生の根本たる事業の分析等をしながら進めていくべきかなと思っています。単発でこれ、これ美味しいところだけとるというわけではなくて、やはりこの地方創生の事業ですので、まち全体でテーマを持って進めていくべきかなとは考えています。何か折角国が予算倍にしたのだからうちのまちにも持ってこないかという風にも聞こえるのですけれども、半分は地元で調達しなければならないということもご理解いただきたいという風に思います。木下議員も各地視察して回っていると思うのですけれども、そういった提言、アイデア等あれば、うちの今後のまちづくりの中でもこの交付金が当てられないのかというようなことで検討も可能かなと思っておりますので、是非ご助言いただければなと思っております。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） まだまだ完成できてない事業がある中で、また新しい事業に着手できないというような答弁だったと理解しました。ただ現状チョウザメ事業に関して言っても徐々に進展していはいますけれども、数十年まだ成果が確実に出たという風にはいえるレベルではないです。その中でこの事業が今後上手くいく見通しというのが見えない中で、何か少額でもいいのでこの交付金を活用して新たに同時並行でやっていくというのはかなり妥当なのかなと思います。例えば令和7年度から多様な越境機会の創出による地域課題解決型人材育成事業というものを全国44市町村が合同で行い、市町村ネットワークをつくり、学生たちがその44自治体の中で地域留学を行うと。その中でその地域ネットワークに所属する自治体の交流人口を上げるというような取り組みがなされております。これが第2世代交付金を活用されているのですよね。こちらの事業は、それほど1億、2

億かかるような事業ではございませんので、こういうような小規模な事業から徐々に手をつけていくというような考えもあるのかなと思います。さらに令和元年の産業教育常任委員会の所管事務調査報告において、びふかアイランドの観光客入込数増加及び売り上げの増加において、課題としてメインとなる遊具の新設と、そこにおいて入込客数の多い施設の研究を行い、それをびふかアイランドに取り入れるべきであるというような要望もなされております。こういったものも特段それは廉価では行い得ない事業だとは思いますが、十分チョウザメ事業であったり、まだ完成できていない事業と同時並行で行えるという風に思っています。まだこちらの事業が行えていないから手をつけるのは早いのだと。そのような考え方を理解はできますけれども、少しこの人口減少社会において生ぬるいかなと思ってしまいます。そのような考えのもともう1回、町長にこの交付金活用の考え方をお伺いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 生ぬるいのではないかとということでご指摘いただいたところでございますけれども、額の大小は別として、先ほどは地方創生の取り組みでチョウザメの新産業化取り組んでまだ半ばですよということをちょっとお伝えしたかったということでご理解いただければと思います。先ほどもご答弁申し上げましたけれども、私も町村長の情報交換会で近隣もどういったことをやっているのということで情報集めして、そういったこともやられているのだということは把握しているところでございますので、先ほど繰り返しになりますけれども、今後のそういう政策会議等予定しておりますので、そういった中で検討の場を設けて参りたいと考えてございます。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） チョウザメ事業道半ばとおっしゃられておりましたけれども、さすがに道半ばすぎるのではないですかね。何十年もこれを続けて、もう少しこの事業を廃止にしろとまでは言わないですけれども、縮小傾向にしてまた新しい事業に着手するというような考え方もできるのではないのかなと思います。このように地方創生の機会をつくってもらう、僕としては少額でもっと増額して地方に交付しろとは思いますが、以前と比べたら2倍の額、当初予算で計上されておりますので、そういった交付金の議論、現時点では町民体育館の改修のみということでもんね。それ以外にも各部署で色々な事業を考えていてもおかしくないのかなと思います。道内だけで66件ですから。全国で1,284件、現状ですね。かなり取り残されているような印象を受けてしまいますので是非政策決定の場において、この交付金の活用の議論をできるだけ多く精緻な議論を行っていただきたいなと思います。地域活性化起業人の話に移るのですが、答弁を聞いてい

ると現状効果的な活用はというより地域活性化起業人をびふか温泉以外において活用するというような業務であったりとか、観点は持ち合わせていないというような理解でよろしいですかね。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） いや、先ほど答弁申し上げましたけれども、他の美深振興公社以外にも他の事業においても効果的と思われる事案について活用していきたいと考えていますということで答弁させていただいたわけでございます。これは、例えば今、検討しようと思っているのは、例えば先ほど藤原議員からお話がありました空き家住宅等の対策など、そういった部分、こういう専門ノウハウを持った方が起業人として適用できないかということは持っています。全くないわけではございませんので、その辺も含めて何といったらいいですかね。地域おこし協力隊もそうですけれども、沢山人がいればいるほどそれをコーディネートするマネージャーというのですかね。担当する職員も増やしていかないと、その方が3年後行き場を失ってしまうというような現実が増えてきているということも伺ってございます。その辺も含めて、起業人もパッと企業にいてその方が例えば非常勤で月何回という、レベルということも考えられますので、その辺含めてこういう方に専門的な見地の持っている方に来てもらいたい。フルでなくてもという場合もあり得るのかなと私は考えてございますが、全く手持ち考えていないよということではないですよということで、だけでも来ていただくためには、その方とその方に実際は来る前にきっちり理解してもらって来てもらうというようなそういった条件が揃わないと、何でもいいから来てもらってから何か考えてくれや、そういった形にはならないのかなという風に思っておりますのでご理解いただければなと思います。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） 空き家に関する、空き家に明るい専門家を地域活性化起業人と呼ぶというような考え方は持ち合わせているということで、そういう考えがあるのだったらすぐさま募集に至っても良いのかなと思いますけれども、どこら辺からその町長の頭の中にそのような考え方があったのかわからないですけれども、例えば僕の知人づてに、美深町に地域活性化起業人を送り込みたいのだけれど、というようなお話をされたことがございまして、ただ現状募集されていないということなので、上手くそこに関して対応しあげられなかったというような状況もございまして、何かそのような構想があるのであれば早めに自分の中で明確化させて即座に動いていくというような意識を持っていたきたいかなと思います。先ほどの第2世代交付金の話でもそうですけれども、色々、議員側の意見であったりとか、町民側の意見も反映させてくれる行政だなという風な印象も持ち

合わせているので、ただ少し感覚的にはスピードが遅いというような印象を抱いておりますので、なので、その意識は強く持っていただきたいかなと思います。続いての質問に参ります。毎度おなじみのPR関係の質問になるのですが、項目 行政。件名 観光客増加策及び美深町の広告費について。美深町の地域再生計画では2020年の観光客入込数は43.7万人となっており、今年度には45万人を目標値として掲げているが、実現に向けて具体的に何に取り組んでいるのか伺う。以前の一般質問でも触れたことだが、起業支援の影響もあり、飲食店の新規開業は目覚ましいものがあるが、現実問題として、町外需要の獲得を目指さなければ事業の持続が危ぶまれる。観光客を受け入れる土壌は、人口規模で見れば充実していると考えるので、PRの仕方が目標達成できるかの肝になってくると思うが認識は。現在、美深町ではSNSでの発信を利用したイベントを行ったり、SNSの発信を任務とした地域おこし協力隊を受け入れたりと、一時期に比べるとPRに積極的な印象を受けているが、雑誌広告やインフルエンサーへの委託など今後の美深町のPRを拡充していく考えはあるのか。よろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 件名2件目でございます。観光客増加策及び美深町の広告費についてのご質問、ご答弁申し上げます。まずは地域再生計画の目標達成に向けた具体的な取り組みについてでございますが、美深町では、美深町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた施策と内容が共通してございます。具体的には関係人口の創出と観光の振興に繋がる取り組みを推進しており、関係人口の創出では、移住体験住宅の受入れや地域おこし協力隊制度の活用による移住・定住の促進、仁宇布小中学校で行っている山村留学の推進、姉妹町添田町などとの地域間交流、札幌・東京でのふるさと会活動を推進しているところでございます。観光の振興では、観光協会をはじめとした観光振興団体への補助金支援により、観光PRやふるさと祭りをはじめとするイベントの支援事業、びふかアイランドなど、観光施設に対する指定管理や施設改修に関する運営支援事業に取り組んでおります。PRの仕方については、観光資源の魅力を効果的に伝え、集客力を高めるため従来の観光協会による情報発信に加え、美深町や地域おこし協力隊によりSNSを活用した情報発信を展開してございます。特に若い世代や全国からの観光客に向けてのまちの魅力や季節ごとの見どころ、地域の特色をリアルタイムで発信することで、新たな訪問者層の獲得に繋がっていくものと考えてございます。最後に今後のPRの拡充についてでございますが、現在アウトドア企業との連携を視野に入れ、事務レベルでございますが検討を進めているところでございます。こうしたコラボレーションは、地域資源とブランドイメージの相乗効果が期待できるため有効な手段と考えております。また、インフルエンサーによる

P R活動については、今年の４月からご承知のとおりＳＮＳ媒体を活用した広報活動を担当する地域おこし協力隊を任用し、この活動に今、期待しているところでございます。引き続き情報収集を行いながら観光客増加に繋がる効果的なP Rに取り組んで参りたいと考えております。以上答弁と致します。

○議長（南 和博君） １番 木下君。

○１番（木下広悠君） かなり多くのP Rにおいて色々な手法を試されて、お金も相当数使っていただいているのだらうなというような印象は受けました。その中で、この今年度目標数として掲げられている４５万人ですけれども、どれだけ実現可能性のあるのか。以前からそこまで観光客の入込数４０万人から４３万人を行き来するような状況だったと理解しております。多くのP Rを積極的に行っている事実はあるのかもしれませんが、なかなか数に反映されていない。その中で、やはり生半可なP Rの仕方じゃこうというような観光客の入込数に大きく変動というのではないのかなと思っておりまして、アウトドア企業とのコラボ、非常に素晴らしいことだと思いますけれども、これも色々な力のある企業だったとか、インフルエンサーに複数同時並行で美深町というのを定期的にP Rして行って、ジワジワと効いてくるのかなと思います。インフルエンサーの活用に関して北海道内で有名なところと言えば天塩町なのですけれども、２０１９年においてインフルエンサーを公募したところ、４９人の募集があり、最終的には東京都在住のインスタグラムのフォロワー５．５万人の主婦の方が採用され、一定の成果を収めたという風な実績がございます。もちろん地域おこし協力隊でインフルエンサーと言えるのかどうかはわからないですけれども、広告においてかなり意識の高い方、明るい方が採用され、非常に進展して安堵しているところではあるのですけれども、インフルエンサーと呼ぶのは一般的にはやはり数万人のフォロワー数を抱えていて、保有していて、そこで初めて集客効果があったりするのかなと思います。もちろん地域おこし協力隊として雇われた方、非常に高度な技術をもって動画作成されていて一定の効果があるとは思いますが、それとはまた別に、美深町は天塩町の例を真似ていたりとか、天塩町のこの公募から東神楽町であったりとか、さらには静岡の小山町ですかね、では、２０１９年にこの天塩町の試みを真似、４人のインフルエンサーを採用して定期的に地元をP Rしていただいているというような状況です。その天塩町の広告費に関して言えば、インスタグラマーの方を採用して、リーチ数であったりとか、同様の広告効果で半額で行えたというようなお話を聞きました。なので、こういった取り組みを真似ていく、より美深町が知られていくように、大規模に数字に表れるように、大規模にP Rを拡充していくというような考え方をしていただきたいのですけれども、そこら辺はどうですかね。町長お伺いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 天塩町の事案についても、私、承知していますし、YouTube等含めて相当なフォロワーのPR効果はあるのかなと思っていますけれども、一定の成果があるということで、どのくらいの経済効果なり入込があったのかということまではちょっと確認していないところでございます。美深町は、もっと大々的に進めてはどうかというようなお話かなと思っております。その辺含めて、今、新年度これやるということはまだ検討段階なので決まってございません。インフルエンサーによるPR活動についても議員一番詳しいのかなと思いますので、その辺もレクチャーを受けないとその費用が莫大にかかって莫大な効果があるというような、そういった部分をしっかりと認識しながら進めていかないと一朝一夕にすぐできるのかという部分、やり方によってはできるのかなと思いますしその辺も含めて引き続きご助言いただければと思います。この間の協力隊含め情報発信についても、議員が相当力を入れて早くやれというような意見もあって、ここまで来ているのかなと思っている部分もでございます。いずれにしても、先ほど目標数値45万人ですね。45万人についてはコロナ前の令和元年が43万7千人だったということで、それで目標値を45万人に持ってきたところでございます。そのあとコロナ禍ということになってきたわけでございますけれども、令和6年度については34万5,721人ということで目標に達してございませんけれども、過去で、直近で一番多かったのは平成21年この年は48万人、平成20、21は47万人、48万人という数字になってございます。この大きな部分は、やはりびふか温泉なり、びふかアイランドの部分がやはり入込がその分が減っているのかなと思いますので、今、びふかアイランドの地域おこし協力隊、さらに地域活性化起業人、これを配置して、そういった入込についてもアドバイスなり実施実行していただいておりますので、そういった部分を私期待しているところでございます。インフルエンサーの部分については、すぐ来年から進めるとは即答できませんけれども、そういった考えでいるということでご理解いただきたいなと思います。

○議長（南 和博君） 1番 木下君。

○1番（木下広悠君） そうですね。議員の訴えもあってここまでSNS来ているという非常に有難いお言葉を頂いて大変喜ばしく思っておりますけれども、そしてそれに伴って企業とのコラボレーションだったりとか、そういったことで美深町をさらに知らしめていくというようなことも考えていて、そして来年度からすぐにインフルエンサーを採用するというと、そういう即答はできないとおっしゃっていましたが、かなり近いうち本当に実現してくれるのではないのかな、そのような希望の持てる答弁、勝手にそういう希望の持てる答弁だったと感じております。そして、もう少し危機感を持ってもらいたいのが

この新規開業が相次いでいる美深町において、前々回の僕の一般質問で、非常にとんでもない一般質問だとくそみそに叩かれた僕の中である意味印象的な一般質問だったのですけれども、そのやりとりにおいて、町長、このように述べられているのですよね。僕が町内需要が縮小している中で、新規開業が相次ぐことにより、過度な競争が行われて飲食店、折角開業された方々が、その小さい需要を奪い合うような状況になっているのではないのかということをお伺いした際に、町長はこう述べられました。元からあったお店が閉店され、それを継続する形で新しくお店が開業されたそういった面もあると。さらには町外からのお客さんも相当数来ているというようなことを言われていたのですけれども、正直、大変非礼なことを申し上げますけれども、かなり屁理屈に近いのかなと思ひまして、やはりその当時、閉店されたお店の時と比べて軒並み人口は減少しているわけですよね。やはり町内需要は相当減り続けていると。さらにどれだけの方が町外需要を獲得できているのかわからないのですけれども、1つの目安として、観光客の入込数というのは参考になるのかなと思います。そこに関しても特段大きな変化はないということで、やはり熾烈な新規開業に伴って熾烈な需要の獲得争いになっている点はもう否めないのではないのかなと思いますけれども、改めて町長のお考えをお伺いたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） いや、前回、私そんな答弁したのかと今、再認識したのですけれども、私、あの時本当に新規開業をされた移住された若い方、色々なアイディアを凝らして料理等も工夫して、町内だけではなくて町外からもお客さんを呼んで努力しているのだというそういった答弁をしたと思います。そのことしか今覚えていないのですけれども、それで新規開業の時の商工会での色々な面談、相談、そして経営計画をつくりますよね。その時に町内の人口はどんどん減ってきて、こうなのだということも承知の上で、それだと町内だけではなくて観光客や通過客、そして北に向かっていく方がバイパスから降りて美深の中の飲食店に寄っていると。ビジネスもそうですし、観光客ばかりだけではなくて、ビジネス客も寄っているという風に伺っていますし、その後のフォローも商工会の指導員の方をお願いしてあります。2年間の間は入込客数ですとか、その辺も含めて報告いただいていますので、そういった指導員の方にアドバイスなり指導いただいて、この2年間のうちに閉店しないようにしっかり自立できるような支援制度ですよということを再度徹底してアドバイスを専門の方から頂きながら経営されていると思うのですよ。あと経営主の方も商売ですから努力されていると思うのですよね。ですから競争にもなりますけれども、それはそれで店の特色を出して、お互い美深のまちに来てもらうようなことを競走して頂いた方が有難いのかなと私は思っているところでございます。入込客がまちに寄る方がど

んどん減っていくというのであれば、なおさらテコ入れが必要かと思うのですけれども、色々細かいことですが協力隊のインターンの方が美深の飲食店マップを作って各地に配られたり、これを情報発信したりとか、結構名寄の事業所の方も、下川町さんの個人の方も、美深さん新しいお店色々あって良いですよと、そういう風に言っているのも事実かなと思います。お店の努力があって、今も頑張っておられるので、さらに町民の方も利用しながら、私もそうですけれども、仲間ですとかそういう方たちに美深にこういうお店ができたので是非寄っていただけるようなPRも合わせてやっていく必要があるのかなという風に思っております。以上です。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） この一般質問をする前に、車で町長がどのようなことを述べていたかというのを事前に確認したので、僕が間違えたことを言っている認識はないのですけれども、町長はそうに述べられたと思います。先ほど言ったように。もちろん新規開業されたお店、様々努力されているとそこら辺まで述べていると思います。その中で、やはり観光客入込数1つの目安になりますけれども、そこまで大幅に変わっていないという現実があるので個人でやっていくのにも限度があると思うのですよね。競争してより質を高めていくというのは基本的な原則、商売をやる上で基本的な原則であるのはわかりますけれども、やはり過度な競争というような現状において、潰れなくてもいいお店も潰れてきたというようなのがこの日本の大きな話になりますけれども、日本の社会の20年、30年なのかなと思います。数十年前までなら本当に美味しくないお店とか山のようにあったと思うのですよ。ただ、今、見てくださいよ。どこ行ったら美味しいお店しかないですよ。もうね、上質なお店以外残っていけないのですよ。多少なり、ここ美味しいんだけどなっていうようなところ、中の上レベルのお店ではやっていけないような現状が日本の社会全体であると思うのですよね。それをよりコンパクトに考えて、美深町内でのそのようなことが今後考えられるのではないかというように思います。また聞きレベルの話ですが、飲食店の方々からかなりお客さんが減っているような話があったという話も聞いています。そこまで数多く僕が聞き入れているわけではないですけれども、町長自身もどのような現状になっているのかということをアンテナを張って町内飲食店を利用されることも多いでしょう。そういったことも積極的に意識を持って、どのような現状になっているかというのを認識して、危機感を持ってより大規模に美深町のPRを進めて、町外需要の獲得というのを行っていただきたいなという風に思います。来年度からインフルエンサーを採用するというか、そのようなことははっきり明言できないとかおっしゃられていましたけれども、そんな状況ではなくて、もう来年度から必ずインフルエンサー5人で

も6人でも採用するという風に明言できるぐらいに意識高く持ってもらいたいなという風に理想としては僕は思いますけれどもね。内容のないものをPRしても、そんなものは一過性で終わってしまうと思います。けれども僕も全国津々浦々、多くの自治体に足を運んだ経験はございます。同程度の人口規模の自治体と比べると、やはりこの美深町は相当観光に恵まれていると思いますね。今現在、僕、トロッコ王国で少しばかり働かせていただいておりますけれども、もう多くの町外のお客さんが足を運ばれて、毎日のように、本当に楽しかったと、また来ますと。来年のいついつまでに絶対来ますので、というようなことを述べてくれることさらにありますよ。持っている観光資源、内容としては申し分ないこの美深町なのですから、あと知ってもらうだけですよね。どんなに美味しいラーメン屋であったとしても、知られていないとお客さんが来るわけないので、もう恵まれている同程度の人口規模でいえば恵まれているこの美深町の観光資源をより知ってもらうために大規模なPRというのを行ってもらいたいなと最後に申し上げておきます。あと何かあれば。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 最後にということなのですが、ちょっと質問の要旨が幅広くて良く分からないのですが、町内の飲食店が過剰になっているのでインフルエンサーとかをどんどんPRして、他所から来てもらわないと飲食店が共倒れになるよというようなご質問でしょうか。

○1番（木下広悠君） その認識で大丈夫です。今は。

○町長（草野孝治君） 私、そうは感じ取っていませんし、今、担当の方からこの開業から2年間、毎月の経営状況等報告してもらって、これ大丈夫なのか、それは商工会の経営指導者にアドバイスもらったりしてもらっていますし、本当に私も毎日行けませんけれども、たまに行くと本当に町外の方、美深ではない方が結構いるようには思っています。結構来ていると思います。その辺ちょっと正式に分析してみないとわからないのですが、そんな呑気にしているのではない、危機的な状況だという風に言われる方が、皆が動揺するのではないかなという発言かなとも思っているのですが、本当にそれぞれのお店屋さんで特色活かして町内外問わず魅力ある店づくり、メニューづくりに取り組まれているのかなと思っています。その宣伝が足りなくて美深に来る人が少ないというご質問なのかなという気もするので、それはインターから降りて寄ってくる、名寄の事業者さんも、美深さん美味しいお店あるよね。送ってもらってJRで、夜で帰るだとかバスで来て帰るといふそういった方もいると伺っておりますので、それはそれとして観光の入込45万人は45万人の目標をもってしっかり取り組んでいかないとなりませんし、商工業の新規開業のお店については定住というのですかね、しっかりと定着して経営できるよ

うに頑張ってもらわないとならないし、こちらも応援していかなければならないのかなと思っています。審査会の時に色々なメニュー内容ですとか、入込み数ですとか、わかります。お店のメニューですとか入込、販売計画等々専門の方、そして金融機関にも入っていただいて審査していただいていますから。私が素人ですので、そんなのでやっていけるというレベルではなくて、専門の方に審査して頂いて認定しているということもご理解いただければなという風に思います。また機会があれば利用したいと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） 前言撤回ですね。最後じゃないです。えっと今、売り上げの話で町外のお客さんも獲得して、そこまで業績としては悪いものではないというような話をされていたという話ですが、そこまではいっていないけれども色々精査してみないと分からないというお話ですもんね。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 新規開業する時の審査の中で、それぞれ開業の飲食店であればメニューですとか入込数ですとか売り上げ、売上計画ですとか、それも金融機関や専門の経営指導員さんが入って審査を受けて決定になっているので、最初からそんな美深の中でやっていけないようなところは、これは例えばあり得るのは、この同じ飲食店があるのでまた来たらこれは競合して増えるから、それだとちょっと経営難しいですねというような相談になると思うのですよね。最初の時点で。ならないので、商工会の中でも審査を経て、町の審査会に上がって来ているという風に理解しているところでございます。

○議長（南 和博君） 1 番 木下君。

○1 番（木下広悠君） いや、その現状はどういう状況下になっているかというのは全くわからないというようなことでは。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 毎月入込状況は報告をもらっていますよということは伝えましたよね。

○1 番（木下広悠君） その売込み状況に関していったらその実際問題、そこまで悪いものではないという風な結果は見えているということですか。それはまだわからないですよ。

○議長（南 和博君） 木下議員に申し上げますけれども、通告から大分ズレてきている話になっているので、そこを基本的にわかりながら発言して下さい。傍聴の方もお願いします。

○1 番（木下広悠君） なので、実際問題、新規開業するにあたって色々な手続きを経て、

これでやっていけるかというのは議論は重ねられているのはわかりますけれども、ただ実際問題、新規開業されて、やむを得なく閉店されたお店もありますよね。それが全てではないと思うのですよね。実際問題、専門家であったりとか知識を持った方々が介入しても実際のところどうかかわからないというのが現実だと思うので、なのでそこを強く訴えられても現状どうなっているかわからない。少なくとも感覚ですけれども。

○議長（南 和博君） いや、木下君、通告と違うところにいってるから。的確に質問してください。

○1 番（木下広悠君） 最後にちょっと述べていいですか。僕はそういう風に思うのですけれども。

○議長（南 和博君） お静かにお願いします。

○1 番（木下広悠君） なので、現状分かっていないので、何とも言及することはできませんけれども、やはりそういった意識を持って、色々な情報をアンテナを持って、飲食店とかにいったどういう状況なのかというのは町長自身も把握させていただきたいなと思います。それで大丈夫ですかね。その中で、そこまで余裕を持って観光客というものが今、余裕のある状況じゃないわけじゃないですか。大きく変動がないので。だからその町内で今新規開業された方々が、そこまで危機的じゃないのかもわかりません。もしかしたらね。ただもっともっと売り上げを上げて、さらにより新規開業できるような需要獲得を狙っていただきたいと思います。現状はそれぐらいですかね。言えることはね。もう質問内容と大分ズレたということなので、町長に最後に答弁願います。僕はそれで以上です。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） ちょっと質問の趣旨が私も呑み込めていないので、この観光入込と飲食店の部分に焦点を絞れば、新規開業の部分は置いて、要するに新しく新規開業した店も段々増えてきていると。町内だけでは需要厳しいだろうということで、もっとインフルエンサー観光PRしてバイパスから、美深道路から美深に観光客を入り込むような形で客を連れてくるべきだというような趣旨ですか。

○1 番（木下広悠君） そういうことです。

○町長（草野孝治君） 私、先ほど答弁したのは経営の部分なので、商工業の担い手の部分そういった部分での説明したというところで、入込客数だとかは、きっちり商工会または本人の方でも確認して何か課題があればもし辞められたら困る、そうなる前にアドバイスできる体制を商工会の方をお願いしてあります。具体的に厳しければ、何かちょっと厳しいんだということになれば専門の指導員の方に相談するような体制になっています。木下議員の言うのは、人口が少なくなってお客さんが少ないから経営が成り立たないから、町

がどんどんPRしてインフルエンサーを呼んで何万人も町を通るようにお客さん来るようにしなければ駄目ですよというような趣旨ですよ。

○1番（木下広悠君） 駄目というか、そうした方が良いと思いますよ。

○町長（草野孝治君） それらについては本当に先ほど言いましたけれども、色々な情報端末を使ってPRされたり、お店、お店で努力されている部分もあると思うのですよね。努力されていなくて厳しいというのであれば、その辺については専門の指導員の方にアドバイスいただくなりなんなりするのがまず先かなと思います。それと同時並行に先の45万人じゃないですけども美深にお立ち寄りしていただけるお店がこんなにありますよということで、うんとPRしていくということが大切かなと思いますよね。そういうことですよね。

○1番（木下広悠君） 半分ぐらい納得です。

○町長（草野孝治君） そういうようなことで考えてございます。飲食店、本当にご努力されていますので皆さんも含めて応援してあげることが大切かなと思っておりますので、1つ、議員も色々なSNS情報持っていますので大いにPRに協力していただければ有難いと思います。以上です。

○1番（木下広悠君） 以上で、僕の一般質問を終わります。

○議長（南 和博君） 以上で、1番 木下君の一般質問を終了します。これから暫時休憩します。再開は概ね1時15分、午後1時15分といたします。

休憩 午後12時05分

再開 午後1時15分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。それでは一般質問を続けます。

3番 中瀬君。

○3番（中瀬亮太君） それでは一般質問を始めたいと思います。項目は行政。件名は未婚化、晩婚化対策に向けた婚活パートナー対策についてです。質問の要旨を読み上げます。結婚パートナー対策は、我がまちだけではなく各自治体でも課題とされる問題であり、少子化に伴う学校の存続や部活動の活動停滞、様々な問題が懸念されます。現在は後継者育成協議会にて農業者に向けた結婚パートナー対策を行っておりますが、農業者だけではなく美深町の未婚者に向けた結婚パートナー対策をどのように考えているのか、下記の項目についてお伺いいたします。1、美深町内未婚者の結婚に対する意識調査や結婚意欲を向

上させる取り組みを実施するお考えはありますか。2、結婚、出産後に向けた美深町の独自支援や取り組みがないと思われませんが、美深町に住んでもらえるための施策の考えはございますか。この2つの項目について答弁お願いいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 中瀬議員からの未婚化、晩婚化対策に向けた結婚パートナー対策についてのご質問についてご答弁申し上げます。1点目の未婚者の結婚に対する意識調査、結婚意欲を向上させる取り組みの実施の考えについてご答弁申し上げます。まず結婚パートナー対策についてでございますが、美深町農業後継者育成推進協議会が農業者に向けた対策として、出会いの場となる婚活交流会を開催してきております。令和6年度の開催はございませんでしたが、令和5年度は男性10名、女性5名の参加で3組のカップリング。令和4年度は男性5名、女性6名の参加で3組のカップリングがありました。また、婚活のためのスキルアップ研修会なども行っていますが、結婚までには至っていないのが現状でございます。未婚者の結婚に対する意識調査についてですが、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画を作成する際に農業者に対して将来、農業の担い手の意向を把握する目的でアンケートを実施した経過もあることから、農業後継者へのパートナー対策としての意識調査等は農業後継者育成協議会と検討して参りますが、産業や業種にこだわらない美深町民全体を対象にした意識調査を今のところ実施する予定はございません。結婚意欲を向上させる取り組みは、農業後継者育成推進協議会が希望者を募って開催している異業種交流会を充実するなどにより、美深町に住んでいる、働いている方たちが交流を図っていただく中で交流の場から出会いや結婚を意識するきっかけにして参りたいと考えております。2点目、美深町に住んでもらえるための施策の考えについてでございます。中瀬議員は、美深町の独自の支援や取り組みがないと思われるとのことでございましたけれども、美深町では美深町快適な住まいづくりと商工業振興補助制度の子育て改修や先進医療における不妊治療費補助事業、高校生世代までの医療費無償化などの美深町に住んでもらえるための独自事業を実施し、結婚、出産後においても末永く美深町に住まいしていただき、子育てをしていただけるような事業展開を進めているところでございます。また、その内容につきましては、議員にも配布されているかと思えますけれども、今年度作成し、子育て世帯に配布いたしました子育てガイドブックを使ってお知らせしているということでご理解いただきたいと思います。以上、答弁いたします。

○議長（南 和博君） 3番 中瀬君。

○3番（中瀬亮太君） 協議会で行っていることというのは、僕の方でも理解していますし、一部違う形で相談とかはさせていただいたりしていたのですが、やはり3月の予算

委員会での町長の答弁でもあったとおり、農業者だけではなくて町内に住む商工業を含めた方々にも広げていきたいと答弁されていたこともありますし、少子化対策というのが結婚パートナー対策に尽きるともおっしゃっていたので、その対策というのをどのようにお考えになっているのかなというところと、その少子化対策というより未婚・晩婚化も対策に繋がると思う結婚に対する意識調査というのを何故行えないのかというのがちょっとまだ見えていないのでもう少し詳しくお聞きしたいです。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 基本原則といいますか、本来、結婚そのものはそれぞれ個々の考えによるものでございまして、これまで行政として積極的に関わっていくべきものではないと言われておりました。しかし人口減少、少子化が猛スピードで進んでいる中で、行政として積極的に関わっていくべきものではないということが今は行政の役割として結婚を推奨するのではなくて、個々個人の選択を尊重しながら安心してパートナーを見つけていける環境を整えること、環境整備をすることが行政の役割として大切だということで、今、各自治体においてそこで苦勞しているというような状況になっております。本当にパートナーを持ちたいと考えている人に対しては、そういう出会いのきっかけ、機会、場づくりが必要かなと考えております。これを農業青年だけではなくて、町全体の方々に参加していただけるということで、昨年、異業種交流会というものをこれ農協青年部、商工青年部さんのご支援ご協力いただきながら開催してきた経過がございます。こういう出会いの少ない方たちにこの場を設けていく、これは一定程度、行政としても積極的に応援していく必要があるのかなと思っています。うちのまち、元々結婚相談員さんというか多分、長谷部町長の時代かと思うのですけれども、農業委員会でその結婚相談員の窓口を持っていたという流れがあって、今、農業後継者育成協議会の方が中心となって行っています。それは異業種交流会とかは農業青年、そしてその出会いの場を作るということで農業においては後継者対策の一環として取り組んでいると。非常に大切な事業であり、農業という職種がちょっとこれは語弊あるかどうか分かりませんが、街中に勤務しているサラリーマンさんですとか接客業をやられている方に比べると、なかなか出会いの機会が少ない。また土日、最近ヘルパーさんを活用して土日をとれるようになりましたけれども、農業の職種でなかなか決まった休日が確保しづらいという特徴があることから、行政の農業後継者育成協議会が関わっていくということにおいて基幹産業の農業を守り、おいては後継者の育成確保、農業持続発展させていくためには必要ということで、農業中心に今、せざるを得ない状況にあるのかなと。そういった中で先ほど申しましたけれども、全町民のアンケート、特に商工会からもそういったものを積極的にやってくれというような要望は受け

てございませんけれども、青年部同士ではそういう実態が把握されているのかなと思います。そういう中で異業種交流会等、そういうきっかけづくりをさらに拡充なり場を応援、積極的に作る機会を応援していくことが行政として直近でできる大切なことかなと思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 3 番 中瀬君。

○3 番（中瀬亮太君） 商工会の青年部の方ともやはり町長のおっしゃるとおり、お話しする機会とかあるのですが、そうなるとうとうしてもまち場はお客様関係とか、そういったところの繋がりがあるところとは、やはりそう、お付き合いというのを考えるににくいというお話も伺っていたので、外部からどのように人を呼ぶか、今、農協というか農業者の後継者育成協議会でやっているような外部から相手と呼ぶような取り組みと言うのを全町とおしてやってもよろしいのかなとは個人的には思っておりますし、5月15日に北海道新聞で幌延町で6月と8月に町内会で開かれる運動会とバーベキューで婚活というのを町と商工会などが主催したまち婚活支援協議会というところで参加者を募集しておりました。これについても、町だけではなくて商工会だとか、農業者だとか、そういった形の新たな協議会を立ち上げて後継者育成協議会に全てを任せるのではなくて、やはりそういった1つの予算委員会でも先輩議員がおっしゃっていたとおり、1つのイベント、まちとしての1つのイベントというのを新たに作っても良いぐらいの力を入れても良いところなのかなと思うので、そういったところに期待しながら少子化対策というのを進めていただきたいなと思っております。これについては、まずは農業者の方でも、僕の方でも色々とお話させていただいている部分があるので、町内全体となるとやはり町長の考え方にも繋がってくると思うので、全体をとおしたパートナー対策というのをもっとより具体的に考えていただけたらなと思っております。2 番目の回答もいただきましたが、不妊治療費補助や高校生世代までの医療費無償化というのを独自支援と言えると思うのですが、2023年の12月に僕の一般質問させていただいた時の回答でもそういった形をいただいております。その時は少子化対策で今後の独自の支援をどのようにしますかというお話をさせていただいたのですが、結構同じような回答をいただいたのですが、それが約1年半前なのですから、同じような回答だったのですが、やはりパートナー対策、子育てしやすいまちづくりというような形でも予算委員会でもおっしゃってはいたのですが、やはり物価高というのは、どこの世代でも同じだと思うのですが、どうしても子どもを育てている身としまして、やはり美深町が少しでもこういったことを支援してくれているよとかそういったことを周りから聞くことが少ないのですよね。そういった中で、当時2023年の一般質問では経済的な安心と精神的な安心が重要と答弁されていたのですが、そのガイドブックとい

うのが逆に精神的な安心に繋がるものなのかなと思うのですが、その経済的な安心として、他に施策というのを考えていたりしないのかお伺いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 前段の部分でございますけれどもそういった形で、これまでの異業種交流会との参加者、そして商工会青年部やＪＡの青年部さん含めて、そういった動きで町全体でこういうことをやりたいんだという方向に是非持って行っていただければ町としても積極的に支援するのはやぶさかでないかなという風に思っています。農業委員会が事務局を持っている後継者協議会、さらにこの枠が外れていくかもしれませんけれども、その辺の調整も必要かなと思いますけれども、農業者ばかりだけではなく商工業者含めた方々が中心となってそういう場をつくっていくと。そういった部分には積極的に町としても出会いの場づくりを後押し、支援していくことは可能かなと思っておりますので、中瀬議員まとめていただければ有難いと思っております。２点目の部分でございますけれども、具体的な施策って、議員の方から結婚祝い金、結婚式の祝賀会の補助を出してくれとか結婚祝い金を制度化すべきだと具体的なものが出てきていないので、こちらからあえて言いづらい部分もあるのですけれども、基本的にポンと要件なしにあげるのはよろしくない。ばら撒き、言い方悪いですけれども、そうなりますので何かそういった手立て、結婚誘導に結びつくような手立てになるようなものがないのかなと思っています。国立社会保障人口問題研究所、社人研がちょっと２０２１年、古いのですけれども結婚への障害は何かというアンケートに結婚資金ですとか、住宅問題が占めたという風に報道されておりました。そういった中で何かできないのかなと今回、質問を受けてちょっと私、全国でそういった施策をやられているところはないかと調べた先進地では、やはり例えばですけれども新婚生活に伴うスタートアップ費用というのですか。例えば住宅、新居をつくるのに引っ越し費用ですとか住宅のリフォーム費用、そういったものに対して新婚生活応援事業みたいなので補助したりとか、あとは例えば奨学金を返済している世帯で、その結婚にそれが障害となっていると。そういったものに何らかの手立てをしているというような事例がございました。具体的にばら撒きではないのですけれども、美深町も先ほどのご質問の中で取り組みがないと思われるがということで、色々な取り組み承知の上で質問されていると思うのですけれども、私は別に他の自治体に劣っているとは思っていません。他の自治体並み以上には支援しているというつもりでございますけれども、さらにもっと後押しするという何かが必要だというのであれば、そういったことも今後検討していかなければならないのかなと思っています。なかなかその結婚の部分について先ほど言いましたけど個人的な部分もございますし、そこをどこまでその我々の税金を充てるんだという。その

辺町民や議会さんの同意がなければ私も進めてられませんので、その辺含めてご指導いただければ有難いなと思っています。以上です。

○議長（南 和博君） 3 番 中瀬君。

○3 番（中瀬亮太君） はい。難しいですね。動いてほしいとなるとやはり。善処させていただきますが、やはり僕自身も様々な同世代の人たちのお話を聞きながらちょっともう少し結婚に対する意識というのは調査をしてみますが、このままですと少子化の波というのは耐えられないですし、美深町としても子どもが少なくなってくる。10 人以下になってしまうというところは危機感は僕も持っているので、そこは個人的にも調査させていただきながらまたお話させていただきたいなと思います。2 つ目の具体案という訳ではないですが、やはり近隣ですと名寄市ですと、ごみ袋、炭化ごみ、オムツのごみ袋を無料配布 200 枚したりとか、興部さんとかはキチガイみたいな 1 人目 10 万円とか 2 人目 30 万円とか、そのばら撒きしているところはちょっと町長のおっしゃっているばら撒きしている部分はあると思うのですけれども、やはりそのオムツだとかそういった物価高騰に対する支援というのはどんな形であれ、喜ばれるのかなと思うので、そういったところを検討していただきながらお願い申し上げまして一般質問を終わりたいと思います。

○議長（南 和博君） 答弁はいいのかい。

○3 番（中瀬亮太君） 大丈夫です。

○議長（南 和博君） 以上で、3 番 中瀬君の一般質問を終わります。

次、2 番 望月議員。

○2 番（望月清貴君） それでは一般質問をさせていただきます。今回につきましては、3 つの項目になります。1 つ目は熱中症予防対策について。2 つ目については自転車用ヘルメットの着用促進について。最後、3 つ目につきましては子ども・子育て支援事業計画の概要等についてということでございます。どうぞよろしく願いいたします。早速ですが熱中症予防対策についてお伺いをしていきたいと思います。熱中症といいますのは厚生労働省の資料とかを見ますと、高温多湿な環境下で発汗、汗による体温調節が上手く働かなくなりまして体内に熱がこもる状態、屋外だけではなくても室内で何もしてなくても発症する。場合によっては死亡することもある非常に恐ろしいものだと思います。ただし予防行動で対策により防ぐことができると思います。私が子どもの頃はせいぜい 25 度以上になるのが 30 度とかというのは夏休みになる 7 月の末から 8 月のお盆くらいまでだったかなと記憶していますが、最近ではもう 6 月入って今週、特にテレビでも記録的な暑さ、危険な暑さ、熱中症に注意というようなアナウンスが盛んになっております。美深のホームページに気温のデータが出ておりまして、最近でいいますと令和 3 年の 7 月 28

日 36.6 度、過去最高ですね。それから一昨年になりますが令和 5 年で 35 度というような状況です。昨日、今日も本州で猛烈な暑さということですが、36 度、7 度ということではちょっとズレますが美深も同じ水準に近づいているのではないかと考えております。それでは質問の要旨を述べていきたいと思います。熱中症予防対策について。学校や社会福祉施設への冷房設備の整備、支援を進めてきましたが、もちろん子ども・大人もそうですが、在宅での熱中症予防対策についてお伺いをします。1 としまして近年の熱中症による救急搬送の状況はどのようなもののでしょうか。また医療機関への受診状況は把握できているのでしょうか。お伺いします。2 としまして、熱中症予防のための啓発活動の今後の進め方、さらにクーリングシェルターの確保やエアコンなど冷房機器の購入支援を研究するお考えはないかお伺いをいたします。よろしくお願いします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 望月議員から熱中症予防対策についてのご質問を受けました。ご答弁申し上げます。近年の熱中症による救急搬送の状況についてでございますが、令和 4 年度 1 人、5 年度 8 人、6 年度 6 人となっております。その内約半数が高齢者となっております。医療機関への受診状況については統計等の調査数値がありませんし、町独自の調査を行っておりませんので把握できておりません。2 点目の熱中症予防に対する啓発活動、クーリングシェルターの確保、冷房機器の購入支援の研究に関してのご質問でございますが、毎年 6 月から 8 月に熱中症予防の啓発や熱中症警戒アラート発令時は防災情報端末にて注意喚起を行ってございます。また保健活動の健康講座や健康相談、包括支援センターの訪問の際に熱中症の危険性や予防策について啓発を行ってございます。今後は保健センターでの健診や相談の際にもパンフレットなどを用いて予防のための啓発を行って参ります。その他、医療機関や介護サービス事業者などの関係機関と連携しパンフレットの配布や注意喚起などを行い熱中症による健康被害を未然に防ぐために様々な取り組みを行って参ります。近年の異常気象の地球温暖化、異常気象の対応として昨年は町内小中学校に冷房を整備し、本年は福祉施設の冷房整備に支援をしており、施設ごとに避難できる場所の確保を進めているところでございます。また高齢者をはじめとする冷房設備を設置できない家庭などを考慮してクーリングシェルターについて検討していたところ、先般、郵便局より局舎をクーリングシェルターとして提供できる旨、申し出を受け、現在 7 月からクーリングシェルターの運用開始に向けてご協力いただける事業所、施設を募集、今、防災情報端末と美深町のホームページまたは回覧等で事業所を募集しているところでございます。高齢者は、年齢による体温調節機能の低下により、暑さを感じにくくなったり、喉の渇きを感じにくくなることから、まずは冷房機器のあるなしに関わらず、全ての家庭で実践で

きる窓を開けたり扇風機や除湿器を利用した室温管理と小まめな水分補給に心がけるよう啓発しております。冷房は便利である一方、他の部屋との急激な温度変化によるヒートショック、空気の乾燥による感染症、フィルターのカビ菌による呼吸器系疾患など適切な使用と管理が欠かせません。何かしら支援が必要な高齢者には、特に冷房機器の誤った操作、使い方の心配があるため、設置を推奨する購入支援は行わないことと致しております。熱中症対策は、予防対策と体調管理を日頃から行っていくことが重要であり、先に述べました啓発活動に加え、高齢者については地域包括支援センター、社会福祉協議会や民生委員などの訪問活動の際に個々に声掛けするなど、きめ細かい指導を行い、地域全体で熱中症対策を強化していくよう取り組みを進めて参りますのでご理解くださいますようお願い申し上げます。以上、熱中症対策についての答弁といたします。

○議長（南 和博君） 2 番 望月君。

○2 番（望月清貴君） 答弁を頂きました。まずは救急搬送の関係ですが、これについては予算委員会でも少し聞かせていただいたので恐縮だったのですが、やはり美深町においても、こういった地域でもそういった搬送が出てきている、増加しているような傾向でないかなと思います。やはり予防というのは大事になると思いますし、取り組みも色々されていると思います。医療機関の状況、受診状況というのも国保のレセプトですとか、統計資料というのがあるのではないかなと思ったのですが、ないということですが、今後またそういうことがないのかどうかお聞きすることがあるかもしれませんがよろしく願います。予防が重要だということは共通の認識であると思うのですが、次のその2の啓発活動の関係ですが、これについては町長からもご答弁いただいたのですが、私も見ておりました6月3日早々に防災情報端末で啓発をいただきました。それと今週の月曜日16日にも違うバージョンで載せていただいて非常に素晴らしいなと思います。評価といったら生意気ですが素晴らしいことだと思います。非常に啓発活動自体も非常に大変なことではあるのですが、1つちょっとお聞きしたかったのが、実は先週ちょっと新聞に出ておまして、近隣のまちではあるのですが、新聞報道がありまして、熱中症高齢者に注意喚起ということで町職員が訪問、もちろん美深も注意が必要な方のお宅には訪問きちんとされているのだと思うのですが、近隣のまちで80歳以上の独居もしくは2人暮らし203世帯に5人が手分けをして、3日間で回って、重症度別に熱中症の説明をしたり水分をしっかりとってくださいということで経口補水液を手渡ししたというような報道がありました。ちょっと補水液までどうかということも感じるのですが、さらに美深、今年どうかというのは難しいと思うのですが、こういった取り組みについては町長どのようにお考えになるかなと、そういうのもどうかなと思うのですがいかがでしょう

か。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 名寄、士別以外でしたっけ。名寄、士別以外の自治体でしたっけ。新聞私も読みました。

○2番（望月清貴君） 和寒ですね。

○町長（草野孝治君） 経口補水液も配布しているのと、随分のスタッフで伺っているなと思いましたけれども、ちょっとこんな理由ではないかもしれませんが、スタッフ体制等含めてその役場事態でやるものなのか、やらなければならないものなのか。その他、また色々な関係団体、保健推進委員さん等もいますよね。それぞれの自治体に。そういったところがやっていただければ助かるのか、その辺含めて今どうしたらいいかという持ち合わせはしていませんので、地球温暖化の部分は特に北海道、この前テレビで特集を組んでいましたけれども、本当に海面水温が5、6度上がっていると。特に北海道が日本国内でも地球温暖化の影響をまともに受けている地域で、なかなかこれからは冷夏にはならないとそういった報道もされていました。本当に私が子どもの頃は車にもエアコンもなかったですし、家にも扇風機すらない家もございましたので、本当に地球温暖化、これはCO2削減を止めても下がらないと、これ以上上がらないように何とかしなければならないというようなお話も伺っておりますので、いずれにしましても訪問云々という部分については色々なやり方も検討できるかなと思いますので、担当課とも相談させていただければなと思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 私は、現在の美深の状況についても問題あるということではなくて、よりそういうこともあるようですということで今お聞きしましたので、是非ご検討いただければと思うわけです。そういう訪問によって現場の状況というのですか、お宅の状況というのも分かると思いますし、町民の方とのコミュニケーションということもできるかと思います。暑くなると思うのですけれども、ご検討お願いしたいと思います。それから警戒の周知についても1日、1日、アラートをチェックしての作業になると思います。非常に大変だと思いますが継続よろしくをお願いします。それからクーリングシェルターについては暑熱避難施設ということで、これも町長からのご答弁ありましたが、金曜日13日から防災情報端末に出ていたのを確認しています。応募状況どうかということで先ほど町長の方から郵便局さんがということですが、他には今のところないということでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 私の方にまだ報告来ていませんので、担当の方とは相談されているものはあるかと思えますけれども、まだ募集開始したばかりなので、まだ伺っていません。

○議長（南 和博君） 2 番 望月君。

○2 番（望月清貴君） わかりました。先ほどおっしゃっていたので、それ以上はまだ1週間経っていない状況だということで、でもこれについても私質問を6月6日ぐらいに出しているのですが、その後に出て来ておおということで見えておりました。是非応募がまた進むことに期待したいと思います。私、その応募が、募集自体わからなかったので色々考えたのですが、上川管内でも4つの市やまちがもう既に設置しているということなのですが、これについてこういうことで美深を当てはめますと、保健センターですとか、COM 100 ですとか、町民体育館ですとか社協があります基幹集落センター、そういったことが他のまちを見ていると想定していたのですが、そういった町の施設を使用するお考えについては今現在いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） クーリングシェルターの募集に合わせて町の公共施設等も含めてリストアップして合わせて指定するかどうか審査検討することにしてございます。

○議長（南 和博君） 2 番 望月君。

○2 番（望月清貴君） もう想定といいますか、そういう検討を進められているということとありますので、ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。これについて進めていくことを期待したいと思います。今は、クーリングシェルターのお話が出たのですが、それも非常に有効だと思うのですが、自宅からその間は大丈夫かとか、あるいは夜間どうするかというようなこともあり得るかなと思っております。エアコンなどの冷房機器ということで、これは非常に難しいかなと思いつつのお話でございます。ただ自宅というのは基礎的で安全・安心な場所でももちろんあると思います。エアコンに限らず今移動できるような簡易なものですとか扇風機ですとかもそれぞれの住宅事情ですとか資金にもよるかと思いたすのが、支援をしていただけないかということだったのですが、先ほど色々それに伴う弊害というのですかね。ヒートショックですとか、感染の問題ですとか、そういうことで行わないというちょっと明快な答弁をいただいているわけですが、ご存知だと思いますが道内でも若干そういった補助、例えば経費の2分の1で10万円まで補助しますというようなところもあります。そういったことはどうなのかなということが出発でもあったのですけれども、例えばうちの場合そういった単独というのはもうありますし、例えば快適住まいづくりの条例ということで色々なメニューがあると思います。

これについては色々再エネの関係ですとか、効率の良い給湯器、省エネに配慮された設備改修行う工事ですとか、色々なメニューが揃えてあると思います。ただこれについては、これにそういった冷房機器というようなものも追加できないかなと思っているところです。快適住まいづくりでいいですと対象は30万円以上というようなことで、所得制限ないですけれども、さらに5分の1で20万円までが限度ですとか、そういったものもありますが、購入支援ということでは例えば扇風機とかも該当するとしたら1万円以上で5万円限度なのか10万円限度なのかとか色々な考え方があると思いますが、そういった快適住まいづくりの条例で追加でそれこそ快適な住まいになっていくものじゃないかなと思ったわけですが、そういったこともやはり難しいということではよろしいでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 美深は温度差日本一のまち、冬の豪雪地帯でございまして、今このエアコンの話をしていいますが、実は克雪推進事業、ロードヒーティングですとか、融雪機、排雪ダンプ、こちらの方には何で除雪機補助してくれないのだと、そういったこれと同じような要望がきてございます。個人に付属するものなかなか難しいです。既にお持ちの方との公平感、配慮も大変厳しいのかなと思っています。エアコンも同じようにこの暑さで相当一般家庭でもエアコンは普及されてきているのかなと思っています。それで先ほど最近では扇風機以外にも冷風機、そういったものも出てきているということで、先ほどご答弁申し上げたとおり、冷房施設あるなしに関わらず全ての家庭で実践できる窓を開けたり、冷風機や除湿器を利用した室温管理、小まめな水分補給、これで乗り越えていただくと。エアコン整備希望する方は、既にどれだけ普及されているかというのは調査していませんけれども、そういう形で整備されている部分も多いのかなと思っています。今、町ではまず小中学校そして福祉施設の整備をしてきました。また次の段階、まだまだ公共施設等の整備されていない部分がございますが、段階を追ってシェルター的な部分も増やしていければなと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） わかりました。今もなかなかそういったことについてはお考えがないということですが、若干少しだけ付け加えておきたいと思うのですが、補助とか色々考えた時に、生活保護世帯ですとか、そういったところが難しいかなとちょっと調べてみますと生活保護世帯についても現在はやり繰りができればそれで買っていただいても良いですよというような状況になっています。さらには特別な事情があってそういった配慮が必要な世帯があるような場合については、6万7千円までそういったことを認めてもいいというようなことにもなっていると思います。北海道では少ないのかもしれませんが

も、それだけ必需品になっているということだと思います。特にさらに生活保護世帯以外でも厳しいのだという世帯あると思いますので、是非そういったことを含めて財源的にも先ほどのクーリングシェルターのことで資料を調べていましたら、環境省でしょうか、クーリングシェルターの資料に低所得世帯におけるエアコン設置にかかる支援ということで、熱中症を予防するためには適切なエアコンの利用が重要であると。低所得世帯に対するエアコン購入を支援するなどの事業の実施にあたっては重点支援地方交付金を活用することも可能であるという形になっております。当然、最新の情報を確認して下さいというのが付いているのですけれども、そのようなことでお申し添えたいと思います。遅くならないように検討準備を進めていただければと思っています。後々やらないと言っていたとは言わないので、もし可能であれば進めていただきたいなと思っております。それでは次に私としては進みたいと思います。自転車用ヘルメットの着用促進についてでございます。これについては質問の要旨を述べたいと思います。令和5年4月から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務とされましたが、現状と着用促進の取り組みについてお伺いします。1としてヘルメットの保有や着用の状況は把握されているのか。また啓発活動の状況と今後の進め方をお伺いします。2として子どもたちや高齢者を始めとした命を守るための安全対策として購入を促進するための支援を行う考えはないかお伺いをいたします。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 2件目の自転車用ヘルメットの着用促進について、ヘルメットの保持、着用状況の把握や啓発活動の取り組みについてご答弁申し上げます。交通事故の被害を軽減する上では頭を守るということは重要であるとされており、ヘルメットの着用は極めて重要となっているところであります。美深町内の着用状況については調査してございませんので定かではございませんが、警察庁の統計では使用者全体におけるヘルメットの着用率については全国では11.6%、北海道内においては8.7%と全国に比べて低い着用率となっております。美深町の各学校においては自転車に乗車する際の着用義務についてご家庭に対する周知や交通安全教室によるヘルメットの着用の重要性についての説明をしております、小学校においてはヘルメットの着用は必須とされているところでございます。また美深町としての取り組みにおいては、季節ごとに交通安全運動、交通指導員による登校時間帯の街頭指導や学校の交通安全教室、防災情報端末機での啓発など美深町地域安全推進協議会さらには各関係機関と連携を図りながら子どもと高齢者の交通事故防止に向けた啓発集会などの取り組みを実施しており、今後につきましても、これらの取り組みを行う中で、ヘルメットの着用について啓発して参りたいと考えております。私も市街地の中で小学生は皆さんヘルメット着用しているなというのも分かりますし、あと美

深福祉会の利用者の皆さんも着用しているようですし、高齢者のほとんどの方が着用しているようには見受けられます。やはり高校生あたりになると、なかなか着用率が低いようには見受けられるのかなと思ってございます。続いて2点目のヘルメット購入を促進するための支援についてのご質問でございます。なかなか難しい問題でございまして、自転車用のヘルメットにおいては努力義務化になって数年経っておりまして、すでに必要と自覚されている方は購入されており、使用されている実態でございます。今後ヘルメットを購入される方につきましては、そのすでに持っている方と持っていない方、不公平感とか気になるところでございますけれども、美深町においては私も高齢者の報告会とか交通安全の集会の中では是非昨年もそうでしたけれども、美深町において経済対策として物価高騰の影響を受けているプレミアム商品券、この30%もご利用いただきながらヘルメットの購入に充てていただきたいと。命の方が大切ですよというようなことを常に訴えてお話をさせていただいております。ヘルメットが何万円もするものではございません。今、町内で販売しているのを見ると5千円前後。スポーツ用のタイプになると7、8千円するものもあるかと思えますけれども、5千円前後のものが一般的となっておりまして、今のところというかそれぞれ自分の命は自分で守るとそういう観点から各自購入していただくよう奨励、お話をさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 若干、明確に購入支援をいかがでしょうかという質問でしたので明確に難しいというご答弁をいただきました。まず着用状況については全国的な調査結果というのもあって、町長もご答弁いただいたとおり、道内が、非常に着用率が低いということで、私もそう考えてもう少し色々なことができないのかなと思ったところです。まず啓発についてはお話ございましたとおり、町長、地域安全推進協議会の会長をしていただいておりますが、地域の皆さん、さらには警察さんとも一緒になって啓発活動をまた進めていただきたいと思います。それから、2番目の対策ということで、購入を促進するためということで、既に商品券で購入いただきたいというようなこともお話をさせていただいているということでありまして、なかなか難しいかなと思うのですが、是非義務ではないのでよりそういった促進をしていくということで意義があると思いますし、当初、北海道の交通安全協会でも去年ですか、6年度にちょっと行われていたようですが、それもなくなってしまって、それもちょっと始まってしばらくしてからだと思いますし、近隣でも上川でも3つの市やまちが現金で半分ですかね。あるいは電子マネーのポイントで支援するというようなことがわかっておりましたけれども、ちょっと本日、現在でいいましてご自分で購入をお願いしたいということですが、是非また引き続きこれについても後々進めていた

だくということでは結構でございますので、地域安全推進協議会ですとか警察さんとも協議をしていただいてそういった議論も少し地域安全推進協議会の中でもしていただけないかなと思うのですが、やはり自ら購入していただくという線では変わりはないということでしょうか。市町村としてそういった促進させるというのも考え方としては十分交通安全対策基本法というのがありますので、そういうことも十分合致すると思うのですが、やはり難しいということではよろしいでしょうか。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 難しいというよりも小学校、中学校、美深小学校も仁宇布小中学校も着用率100%となっています。美深中学校については6割弱、通学生だとかということになっています。自分の命は自分で守るというのは基本かなと、そういった教育を進めておりますし、元々シートベルトも努力気味が、やはり義務化になったと。それと同じようにできればヘルメット着用の努力義務ですけれども、義務化されれば皆さん揃えられるのかな。そちらも睨みながら引き続き着用することによる意義、なくなる命も助かる、障害が残った部分が頭を守ることによって軽傷で済むとか、そういったことを訴えて町民皆さんに自ら着用できるような意識づけを図るのが、地域安全推進協議会等に科せられた役割なのかなと思っています。この辺につきましても、これはちょっと言って良いかどうか分かりませんが、5年から義務化になるのであれば4年度の時にご質問されていれば考え方も違ったのかなと余計なことを言いましたけれども、そのように思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） ちょっと令和4年は、私は議員でなかったのですけれども職員だったものですから。といったらあれですがすいません失礼しました。ちょっと先ほどのエコンの話もそうなのですが、町長いつも申し込んでおります優しいまちといいますか、安全・安心、命を守るということで、そういったお考えにも少し繋がるかなと思ったのですが、今日ヘルメットについては自ら守っていただくということで、それ以上は今日は申し上げることはできないかなと思いましたので、次に進みたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） まだこれ先が見えませんが、先ほど望月議員から生活保護ですとか色々なお話がございました。もしこれが義務化になった場合、特別な事情によってヘルメットを買えない、用意できないために自転車に乗れなくなって支障をきたすと、そういった方には、やはり町としても支援していかざるを得ないのかなと考えているということはあらかじめ申し述べさせていただきます。

○議長（南 和博君） 2 番 望月君

○2 番（望月清貴君） 色々とやはり困難、難しいご家庭等に対しては留意していただけるということでありました。ありがとうございます。それでは次ですが、こども・子育て支援事業計画の関係です。7 年度、7 月に入りまして子ども家庭センターが設置されまして、専門の職員の配置がされまして、切れ目ないノンストップのサポートを行うということで広報にも大きく紹介されていました。非常に評価して応援したいなと思います。同時に計画書も 5 月付けで、5 月ですけれどもホームページにアップされまして子ども向けバージョンもアップされているということで、非常にいいことだなと思いました。重要な計画でありますし、町民の皆さんとの協力が必要な計画とも思いますので質問をさせて頂きたいと思いました。要旨を述べます。こども・子育て支援事業計画の概要等についてです。令和 7 年度からの第 3 期美深町こども・子育て支援事業計画が策定されましたが、事前に行ったニーズ調査結果と併せてその概要等について伺うものでございます。1、まず保護者の皆さんへのニーズ調査結果の概要はどのようなものだったのでしょうか。また計画策定委員会での主な議論、特記すべき事柄はどのようなものでありましたでしょうか。一例としまして、私もニーズ調査結果を読みましたが「子育てしやすいまちづくりのために最も重要だと思うこと」の問いに「小児医療体制の充実」との回答が約 6 割ということで最も多かったようですが、そのことについて議論の状況や対応する方策はどのようなものがあるかお伺いします。2 としまして、3 期目となります「こども・子育て支援事業計画」の概要についてお伺いします。また数多くの施策がございますが、新たに取り組むものなど計画の要点を答弁いただきたいと思います。最後 3 番目ですが、子どもたちは家族の皆さんの宝であると思いますし、美深町の未来とも考えます。子育てを希望する町民の皆さん、子育て中の町民の皆さん、そしてそれを見守り支えていただいている町民の皆さんに対しての考えといいますか、一言というようことがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 3 件目の美深町こども・子育て支援事業計画の概要等についてご答弁申し上げます。まず保護者へのニーズ調査結果の概要でございますが、前回調査と比較して大きな動きがあったものとしては共働き世帯の割合が増え、母親の就労希望も増加しているという点であります。また、子育てしやすいまちだと思うかという質問では、就学前児童の保護者はそう思う割合が増加し、小学生の保護者では減少しております。子育てしやすいまちづくりのために最も重要だと思うことの問いには、望月議員が言われるとおり小児医療体制の充実が最も多いほか、経済的支援の充実、乳幼児の遊びの場の整備、小中学生の心身の健やか成長への支援などが上位となっております。策定委員会は 3 回開

催し、その中で公園の在り方、遊び場・集いの場の確保や事業を新規に進めるにあたっては、利用者の意見を聞く場を設けるべきとのご意見をいただきましたが、小児医療体制の充実についての議論はございませんでした。小児科医師を求める声は理解致しますが、議員もご承知のとおり医師不足の背景には様々な要因があるため、これは非常に難しい課題でございます。続いて2つ目の第3期計画の概要や要点でございますが、第2期計画はこども・子育て支援法や次世代育成支援対策推進法に基づく計画で幼児教育と保育を一体的に提供する体制づくりや子育て支援の推進に関して定めておりました。第3期計画では第2期計画の基本的な考え方や事業計画を踏襲する他、国のこども基本法やこども大綱を勘案して新たに少子化対策や権利擁護等を含めて策定しております。第3期計画に新たに登載した施策は子どもと家庭の総合的な支援拠点であるこども家庭センターの設置の他、子育て支援、生活環境の整備、権利擁護などがございますが、ニーズを把握する中で取り進めて参ります。こども大綱が目指す全ての子どもが身体的、精神的、社会的に幸せな生活を送ることができる社会、子ども真ん中社会の実現のため、各施策に精力的に取り組んで参ります。計画の詳細については、先にお配りした計画書をご覧くださいと思います。3つ目のご質問の子育てを希望する町民、子育て中の町民、そして見守り、支える町民の皆様に対しての考えでございますが、望月議員のおっしゃるとおり子どもたちは家族の宝であり、また町の未来を担う大切な存在であります。子育て中の町民の皆様や地域社会全体が子どもたちを見守り支えることは安心して子どもを育む環境づくりにとって不可欠です。本年4月、地域における子育て支援と家庭支援を一体的に推進し、全ての子どもたちが安心して健やかに育つ環境を整えるため、保健センター保健福祉課内にこども家庭センターを設置いたしました。こども家庭センターは子育てに関する相談や情報提供、家庭の様々な課題に対する総合的な支援を行う窓口で妊産婦、子どもやその家族の課題、ニーズを母子保健・児童福祉それぞれの専門性を生かして深く汲み取る役割を担うものでございます。子どもは家族だけではなくまちの宝であるという認識の下に1人ひとりの声に耳を傾けながら多様なニーズに応じたきめ細やかな支援策を切れ目なく展開して参ります。以上、答弁と致します。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） 今、答弁いただきました。まずはニーズ調査結果の概要というところでは、私も見ていたとおりの町長の答弁でした。共働き世帯がさらに増えて母親も就業の希望もあると。あるいは子育てしやすい環境かどうかということでは就学前の保護者の皆さんは高いのだけれども小学生の保護者については若干下がってしまうと。どういうことに要因があるかということについてはまだちょっと読んだだけではわからないのです

けれども、これらがまた次のテーマになっていくのかなと思うわけですが、そういった概要があるということで良く分かりました。ただ色々と回収率の問題ですとか、そういったこともあるわけですが、これについては町民の皆さんあるいは議員の皆さんも見ていただければいいなと思いました。それから計画策定委員会の議論についても何回にもわたって議論いただいて、対応でございますが敬意を表したいと思います。若干、小児医療体制の充実ということが多かったのですがどうだったかなと思っているわけですが、そういったことはちょっとなかったということですが、ここで私の方でもちょっと抽出をしておりますけれども、小児医療の関係、若干議論といいますか、質問をさせていただきたいと思いますが、もちろん町長おっしゃったように小児医療の問題については非常に美深だけの問題でなく難しい点があると思います。先ほどちょっと答弁にはなかったのですが、計画書の今後のところにおいて小児医療については広域的な取り組みを中心に、北海道や近隣市町村及び関係機関各医療機関と連携し体制の確保を図りますというような計画書にはなっておられますけれども、私も非常にどうしたらいいのかなということで、ちょっと藁を掴むような気持ちで上川北部の地域医療推進方針、これ保健所でつくっているものですね。さらに北海道医療計画というものを何とかちょっと読んでみました。そうしますと全道的に子どもの数が減っているのですけれども、残念ながらですね、お医者さんの数はわずかに増えているそうです。本当に数人だと思うのですけれども。やはりでも上川北部では小児科を標榜する病院も診療所の減少してしまっていると。加えて長時間の診療の勤務、あるいは救急が多いと。子どもさんですね。それは仕方ないことだと思うのですが、そういったことで困難が大きいということで北海道としても小児医療の確保が課題になっていると書いてありました。どうやって確保していくかということについては2つ書いてあります。まずは名寄市立総合病院さんが身近ではそうなのですが、地域のセンター的な病院を配置、確保しなければならない。専門的な小児科、小児救急、入院というものを確保するということがありました。これはもちろん保護者の皆さんのニーズにも必要なことだと思いますし、引き続きお願いしなければならないことだと思うのですが、合わせて道の計画で見ますと、それと併せて地域における一般の小児医療、初期救急に対応する医療機関も確保しなければならないというような趣旨の計画になってございます。その初期救急を含む一般の小児医療というのは原則として市町村を単位とする一時医療圏としたいというような計画になっているようです。いくなれば広域によって名寄市立病院さんで中核になっていただくのはそうなのだけれども、小児の医療についてもできれば市町村でできればという計画にはなっていることだと思います。そこで私考えましたのがちょっと想像したのは、かつての瀬尾医院さんのような形で、小児科、さらには内科も標榜いた

いておりましたけれども、そういった形でそれとまたは厚生病院さんに小児科のお医者さんがいれば安心感があるのかなと思いました。そこでそれによって乳幼児健診についても少しお願いできるようになるのかなと思ったところです。整理しますと2つのことをちょっと取り組みいただけないかなということを感じたのですが、1つは開業医の誘致制度があります。これを活用して改めて小児科を標榜できるような、いただけるような診療所を誘致活動改めて取り組んでいただけないかなと思います。それともう1つは厚生病院さんの3人目のお医者さんとして小児科の先生の配置を要請できないのでしょうかということでございます。もちろん2つ両方ということにはならないと思うのですが、どちらが可能かどうかということになるのですが、これらについて改めて難しいとは思いますが、町長取り組みいただけないか伺います。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 理想論なのかもしれませんが、名寄できっちり確保していただくことがまずは先決かなという風に思っています。美深町から名寄まで高規格道路が整備されまして、1時間もかからないといけないというのであれば別ですけども、2・30分でアクセスできるとなれば、本当に旭川や札幌でも同じような、それ以上時間かかって通院されるということで時間的なものはクリアできるのかなと思いますけれども、なかなか小児科医が他の職に変わられたりとかという実態もあるように聞いています。なかなか大変な分野なのかなと思っています。一応美深厚生病院もですね、総合内科というのですけれども、だけど小児科という風にも表示はなっているのですよね。専門医でない、果たしてその専門医を開業医誘致制度を持ってきた場合、経営できるのかという部分が保証できませんし、あと1番、この間の開業医の誘致の中でもやはり薬局薬剤師というのですかね。その配置がセットとなっていますので、お医者さんが見つかって今度、薬局薬剤師も新たに整備しなければならないという大きな課題があります。そして絶対的なこの少子化の中で小児の専門医誘致すること自体がいかがなものかと。そこを慎重に見極めないと、来ていただいても何千万円も支援しなきゃならないことに成りかねないのかなというようにも合わせて想定しなければならないのかなと思います。美深厚生病院の方ですけれども、この間、瀬尾さんの閉院に伴う患者さんの移行等もある中で、3人体制で進めてきたわけですけども、その後2人体制になってございます。そういった中で今、上手くいったらあれなのですけれども、日常的な患者数等々も受け入れながら、ご承知のとおり町としても3億といいますか、財政負担をしながら運営にあたっているということです。それがまた数億円の負担を要することにも成りかねませんし、まずは厚生連自体もちょっとお医者さんが確保できないと。うちの3人体制の維持を切実にお願い

したわけでございますけれども、2人体制すら今、期限付きで2人体制見てもらっているという状況ですので、何とかこれを維持して今の町民の診療体制、安全・安心なまちづくり、暮らしていけるために確保を最低していかなくてはならないのかなと思っています。その中でお医者さんの異動等で小児科も専門的に診れるというお医者さんがいれば1番有難いことですので、それが厚生連との懇談会、また要望の機会もありますので、2点目の厚生病院との要請まではいかないと思うのですけれども、そういった形での将来的なものを含めてお話することはやぶさかではないかなと思います。

○議長（南 和博君） 2番 望月君。

○2番（望月清貴君） ちょっと今、これから確認しますけれども、先ほどそういうことを思ったのは、実は、一昨年の令和5年の初めての6月議会で一般質問させていただいて、例えば小児科ですとか、心療内科ですとか、薬局ですとか、誘致についてどうお考えになるかという質問をさせていただいて、町長は町の医療体制については医師3人体制を維持し続けることが重要かと思っています。今年度から当時3人体制と充実したことも踏まえ、今後のまち全体の医療体制については町民の声も聞きながら判断して参りたいと。これが3人体制の時の答弁です。それもその中で、今現在2人体制なので、是非そのもう1人をとというようなのが先ほどの質問だったわけですが、ちょっと2人体制も厳しいような、ただそういった異動等では考えられるということなのですが、もう少し申し上げますと、終わりますけれども薬局にしても経営についても町が判断、先回りしてするのはおかしいと思いますので、人材確保とか経営支援もありますので、PRはしていただけないかなと思うのです。あと薬局についても名寄、旭川、札幌の処方箋も扱えるのだと思いますので、そういうこともニーズとしてあると思います。さらに今朝の新聞でも名寄市立病院周辺の市町村の医療機関が不足しているので大変効率も悪いというような記事が載っております。是非、本当にある程度ご理解はいただいていると思っているのですが、厳しい面もあると思うのですが、是非、先ほどのアンケートニーズ調査を基本にしますと是非、小児医療確保していただきたいなと、時間ですのでお願い申し上げて質問を終わります。答弁あれば。

○議長（南 和博君） 草野町長。

○町長（草野孝治君） 開業医の方色々調べてというご意見かなと思いますけれども、多分その病院の経営計画した場合、美深町のお子さんの数を考えて毎日何十人受診していただけないと経営できない。

○2番（望月清貴君） 美深だけでないですからね。

○町長（草野孝治君） ほぼ今いませんからね。音威子府から来たとしても音威子府だって20人、小中学生いませんからね。そういった部分を視野に入れるとなかなかこの経営

計画自体、立てるのが厳しいのかなと思いますけれども、それ私、素人ですので、その辺、担当課の方でそういう条件整備整うかちょっと調べてもらうことはやぶさかではないかなと思っております。いずれにしても、こども・子育て支援計画の美深町の子どもは宝と、そういった考えの下施策を展開して参りたいなと思っておりますので引き続きご助言賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○2番（望月清貴君） ありがとうございます。

○議長（南 和博君） 以上で、2番 望月議員の一般質問を終わります。只今から暫時休憩します。再開は概ね2時45分と致します。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時45分

◎日程第9 議案第18号の提案説明

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。次、日程第9 議案第18号 美深町税条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第18号 美深町税条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正は地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして公示送達制度の見直しの他、個人町民税、軽自動車税、固定資産税、町たばこ税において法令の改正に対応して規定を整備するものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定いただきますようお願い申し上げ提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案書の説明をさせていただきます。議案書の1ページをご覧くださいと思います。議案第18号 美深町税条例の一部改正について。美深町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。条例の内容につきまして、資料で説明いたしますので、6ページの美深町税条例の一部改正の概要という資料をご覧ください。この条例改正につきましては、町長、今、提案説明いたしましたけれども地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う改正でございまして、この税制改正に対応するため公示送達制度の改正の他、4つの税目で改正をいたします。1つ目ですが、総則では公示送達制度の見直しを行います。2つ目には、個人町民税こちらでは特定親族特別控除この創設に伴いまして所得控除及び各種申告書記載事項の改正をいたします。3つ目の軽自動

車税では二輪車の種別割の車両区分の見直しに伴う税率及び減免申請書記載事項の改正と、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の提示情報の改正、4つ目の固定資産税ではマンション、つまり区分所有家屋のことをいいますけれども、マンションの大規模修繕にかかる減額特例の適用にかかる見直し、5つ目の町たばこ税では加熱式たばこにかかる課税方式の見直しを行いまして、これについては2段階で実施するとこのような内容となつてございます。それでは表に沿って順に説明させていただきます。まずは総則に規定されております公示送達制度の見直しでございます。公示送達は書類の送達を受けるべき者の住所などが明らかでない場合には郵便、または信書便による送達。そして交付送達に変えて行われるものでございまして、これまでは役場庁舎の正面玄関の右側に設置しております掲示場に掲示する方法で行って参りましたが、今回の改正では、説明欄に記載いたしましたように公示事項、これをインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態におく措置をとるとともに、これに合わせまして掲示場への掲示、または町の事務所に設置した電子計算機の画面、画像、映像等に表示したものを閲覧することができる状態におく措置をとることによってすることとするよう改正されました。このため、これに対応する改正をするものでございます。この改正法はまだ施行されておられませんので、この適用日は表の右の適用欄に記載のとおり地方税法等の一部を改正する法律、令和5年法律第1号でございますけれども、この附則第1条第12号に掲げる規定の施行日という風に規定いたしまして、法律の改正と連動させることといたします。次に個人町民税でございます。次のページをご覧ください。個人町民税に関しましては、4つの条項を改正いたしますけれども、この改正の要因はいずれも特定親族特別控除という新たな所得控除が創設されたことに伴う改正でございます。まず第15条の2の所得控除でございますが、ここでは所得金額から控除すべき金額について新たに創設された特定親族特別控除を加えます。特定親族というのは説明欄に括弧書きで記しましたが、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円を超え、123万円以下の人をいいます。この控除額は最大で45万円。最小で3万円でございます。親族等の合計所得金額によって所得控除額が変わる仕組みとなつてございます。第17条の2第1項の町民税の申告の改正につきましては、特定親族特別控除の新設に伴いまして公的年金と受給者の個人住民税申告義務にかかる規定を整備するものでございます。第17条3の2第1項の個人の町民税にかかる給与所得者の扶養親族等申告書の改正につきましては、給与所得者が給与支払者を經由して町長に提出しております扶養親族等申告書という書類がございまして、この記載事項に特定親族を加える改正でございます。具体的にいいますと申告書に特定親族の氏名の記載が加えられるということになります。次の第17条の3

の３第１項の改正は個人の町民税にかかる公的年金等受給者が提出する扶養親族等申告書の改正でございます。給与所得者と同様に記載事項に特定親族を加える改正でございます。これらの個人町民税適用日はいずれも令和８年の１月１日となっております。次のページに参りまして、軽自動車税にかかる改正でございます。まずは第６０条の種別割の税率の改正でございます。排ガス規制の対応や運転免許の見直しにより二輪車の車両区分が見直されまして通称新基準原付バイクという区分が新たに加えられましたので、これに対応する改正でございます。現行の原動機付自転車は排気量や定格出力によって３つに分けられていましたが、新たに新基準原付バイクが加わることによって４区分になります。条文でいうと第６０条第１項第１号のハとして総排気量が１２５ｃｃ以下で最高出力は４．０キロワット、これについて５０ｃｃ相当と言われておりますけれども、その４．０キロワット以下に整備をしたバイクという車両区分を新設いたしましてそのバイクの税率については５０ｃｃ原動機付自転車と同様の２千円とする内容で規定します。次の第６６条第２項の種別割の減免の改正につきましても新基準原付バイクに伴うものでございまして、減免申請書に新基準原付バイクにかかる記載事項を加える改正でございます。次の６７条第２項の改正と第３項の新設する身体障がい者に対する種別割の減免に関する改正につきましては、道路交通法の改正の方からきたものでございまして、マイナンバーカードと運転免許証を一体化したマイナ免許証の運用開始、これ７年の３月２４日からですけれどもこれに伴いまして減免申請時の運転免許証の提示義務にかかる規定を加えるものでございます。具体的にはマイナ免許証に記録されている運転情報を提示することになります。こちらの軽自動車税にかかる改正の適用日はいずれも令和７年の４月１日でございます。次に表の下、固定資産税にかかる改正でございます。附則第１０条の３に第１０項を新設する新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告。この改正につきましては、マンションつまり区分所有家屋のことでございますけれども、大規模改修にかかる減額特例につきましてマンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があって、減額措置の要件に該当するという風に認められる場合には区分所有者からの申告書の提出がなかった場合でも減額措置を適用することができることとする規定、これを新たに加える改正でございます。現在町内にこれに該当する家屋はございません。この改正の適用日は令和７年４月１日でございます。次に町たばこ税の改正について説明いたします。次のページご覧いただきたいと思います。附則の第１６条の２の２として新設いたします加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例につきましては、加熱式たばこにかかる課税標準の見直しに対応するものでございます。たばこ税の課税方式の改正は加熱式たばこにと紙巻きたばこの税負担の差を解消するため令和８年４月１日から加熱式たばこ

の課税方式の適正化を実施するという風にいわれております。加熱式たばこの税額は加熱式たばこの重量を持って紙巻きたばこの本数に換算して、その換算した本数にたばこ税の税率を乗じて算出するという仕組みになっております。これまで加熱式たばこを紙巻きたばこに換算する際の区分はありませんでした。単に加熱式たばこということで1種類だけだったのですが、この度の改正で表に記載しているように1つにはスティック型の加熱式たばこもう1つはスティック型以外の加熱式たばこの2つに区分した上で換算重量が改正されています。表の右上の加熱式たばこの紙巻きたばこ1本への換算重量という欄をご覧くださいと思います。スティック型の加熱式たばこは0.35グラムで紙巻きたばこ1本に換算しております。スティック型以外の加熱式たばこにつきましては0.2グラムで紙巻きたばこ1本に換算いたします。現行の換算重量どちらも0.8グラムで1本に換算しております。このように換算重量が減少することによって税負担が増える方向に作用いたします。適用日は激変緩和等の観点から二段階で実施、つまり引き上げられます。このように段階を踏むことについて(2)の見直し、下の方の見直しの段階的实施として表で整理しております。令和8年の4月1日の欄をご覧くださいと思います。まず、第一段階として令和8年4月1日から現行の換算本数に0.5を乗じた本数、これと新規換算方式に0.5を乗じた本数、これを合わせた本数で税額を算定します。次に第2弾として令和8年10月1日から今回改正する新しい新換算方式で税額を算定します。つまり令和8年の4月から9月までの税負担は上昇額の半分に抑えられることになります。これを今回の一部改正条例の附則第6条の方に町たばこ税に関する経過措置ということで規定いたしてございます。以上が各税目の改正内容でございますけれども、この他に地方税法等の一部改正によりまして町税条例が引用している法律等の条項が変わったものもございまして、表の下に記載しておりますのでお目通しいただきたいと思います。最後に改正附則の説明をいたしますので、議案書の3ページ戻って見ていただいてよろしいでしょうか。このページの下の方から附則というのが始まっております。第1条につきましては、施行期日に関する規定でございまして、この改正条例の施行期日を公布日としまして、令和7年4月1日から適用するということといたします。ただし税目によって先ほど申し上げたように税目によって施行期日が異なりますので、次のページから始まる各号の規定によることと致しております。4ページの一番上を見ていただいて第1号が町民税の改正規定で、こちらが令和8年1月1日から第2号は町たばこ税の改正規定で、こちらは令和8年4月1日から第3号は公示送達 of 改正規定で法律の施行の日からと規定して、それぞれの施行日を規定してございます。第2条には公示送達に関する経過措置、第3条には町民税に関する経過措置、第4条には固定資産税に関する経過措置、第5条には軽自動車税にかかる

経過措置、そして第6条には先ほどの改正内容の説明の下に申し上げました町たばこ税に関する経過措置。いわゆる2段階で改正することなど適用関係、それから効力に関する経過措置を規定してございますのでご覧いただきたいと思います。以上で議案第18号の説明とさせていただきます

○議長（南 和博君） 以上で議案第18号の説明を終了します。

◎日程第10 議案第19号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第19号 美深町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第19号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正は国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴いまして、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を引き上げる改正と、軽減措置について5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得を引き上げる改正をするものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げ提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案の説明をさせていただきますので議案書10ページをご覧くださいと思います。議案第19号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について。美深町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。内容につきましては、資料で説明させていただきますので、次のページをご覧ください。改正概要につきましては、改正趣旨に記載のとおり国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が施行されまして、この中で保険税負担の公平性の確保及び中低所得者の保険税負担の軽減を図る観点から、1つには基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額並びに保険税軽減世帯、軽減対象世帯にかかる所得判定基準が改正されましたので、大きく2つの改正を行うものでございます。まず1つ目の課税限度額の改正でございますが、表の上段をご覧くださいと思います。課税額という見出しで第2条に規定しております3つの課税額の内、基礎課税額とそれから後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を改正いたします。具体的な改正内容につきましては改正の内容及び説明の欄をご覧くださいと思いますが、改正箇所がアンダーラインを引いている場所でございます、1つ目に一番上の基礎課税限度額について65万円を1万円引き上げて66万円に改めます。2番目の後期高齢者支援金等課税限度額につきましては、現行24万円を2万円引き

上げて26万円に改めます。3段目の介護納付金課税限度額については、改正はございません。この課税限度額の改正は高い所得層の税負担が増える方向に作用いたします。次に2つ目の保険税軽減対象世帯にかかる所得判定基準の改正でございます。国民健康保険の減額という見出しで第27条第1項第2号に規定している5割軽減と第3号に規定している2割軽減の対象世帯にかかる軽減判定所得の基準額を改正いたします。5割軽減では被保険者数1人あたりの額について現行29万5千円を1万円引き上げて30万5千円に改めます。2割軽減では被保険者数1人あたりの額について現行54万5千円を1万5千円引き上げて56万円に改めます。この改正は中低所得層の税負担が減る方向に作用いたします。こちらの課税適用は令和7年の4月1日でございます。以上で議案第19号の説明といたします。

◎日程第11 議案第20号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第20号 令和7年度美深町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第20号 令和7年度美深町一般会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。今回の補正予算について主なものは地域おこし協力隊の増員及び商工会が販売するプレミアム商品券に要する経費の追加であり、その他、施設等の工事や修繕、土地改良事業などに要する経費の追加などについて措置するものであります。次に歳入であります。追加補正にかかる財源につきましては、国・道補助金、基金繰り入れの他、不足する財源は前年度繰越金をあて、プレミアム商品券については地方債により措置いたします。以上によりまして一般会計の補正額は歳入・歳出それぞれ5,551万円を追加し、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ61億2,851万円となるものであります。よろしくご審議いただき原案ご決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） それでは議案第20号のご説明を申し上げます。別冊配布の議案書をご覧いただきたいと思います。議案第20号 令和7年度美深町一般会計補正予算（第1号）。令和7年度美深町一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細書あるも省略）

○議長（南 和博君） 以上で議案第20号の説明を終了します。

◎日程第１２ 報告第６号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
○議長（南 和博君） 次、日程第１２ 報告第６号を議題とします。総務住民常任委員会から所管事務調査の報告であります。この際、委員長から調査の経過並びに結果についてご報告いただきます。

７番 小口君。

○７番（小口英治君） それでは総務住民常任委員会の所管事務調査の報告を行います。本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので会議規則第７７条の規定により報告する。調査日 令和７年５月１２日。調査事項 消防業務の現状と課題について。調査内容 ①緊急通報装置の機能及び配備状況並びに更新計画。②消防職員及び団員の状況と今後の配置計画。③団員の訓練内容と出席状況、緊急時の配置計画。④消防機材の配備状況と更新計画。⑤救急搬送の状況（過去３年の月別搬送人数、搬送先、疾病の種類）。調査方法 聞き取り。①緊急通報装置の機能及び配備状況並びに更新計画。緊急通報装置は保健福祉課が主体となって民生委員などと協議し、必要性のある世帯に設置を提案、その後消防署に設置が依頼される。緊急通報装置の構成は端末機、ハンズフリー、ペンダントと各種センサー（ガス・煙・熱）である。機能については資料１を参照、後ほどご覧ください。４月１日現在４３世帯に設置され、令和６年度中の緊急要請は３件だった。年に１回電池交換と併せて機器の点検を実施しています。令和５年度から毎年２０台を更新し、令和７年度は６０台の運用を予定しています。今後はマイナ救急としてのマイナンバーカードによる情報共有が進められ、現在活用されている安心ほっとカプセルより多くの情報が救急搬送時に利用されると思われるが、そのためには高齢者のマイナンバーカードと健康保険証の連携が必要である。②消防職員及び団員の状況と今後の配置計画。４月１日現在の消防職員は１８名、消防団員は定員７０名に対し６５名（５名不足）が組織されています。団員数の充足のため、分団幹部からの声掛けや勧誘、祭り等の行事の際に宣伝活動を行っていますが、入団希望者が少ないのが現状となっており、全国的にも消防団員数の減少が課題となっています。消防職員は救命士等の高齢化に伴い若年層の育成と有資格者の確保を図る必要があり、職場環境の健全化による職務意欲の維持向上にも力を入れたいとしています。③団員の訓練内容と出席状況、緊急時の配置計画。定期的に消防団の訓練が行われているが、以前までは日付を固定した実施であり、土曜日・日曜日・祝日には少なくなる傾向がありました。そのため今年度からはできる限り参加人数を増やすため、平日の仕事終わりに参加できる時間に変更しています。招集方法としては、事前に招集日を伝えた上で、電話以外にスマートフォンアプリを活用して実施する予定であります。消防署は、火災はもとより救急救命、災害対策に対しても体制強化を行っています。

④消防機材の配備状況と更新計画。消防機材はポンプ車、救急車等の車両、救助船などがあり、万全を図るためにも計画的な更新に努めております。これは資料2を後ほどご参照ください。⑤救急搬送の状況（過去3年の月別、搬送人数、搬送先、疾病の種別）。救急搬送は令和4年が234件、（うち美深129名、名寄92人）、令和5年が258件（うち美深150人、名寄89人）、令和6年が300件（うち美深173人、名寄115人）、令和7年1月から3月ですが61件（うち美深32人、名寄27人）、そのほかにドクターヘリの搬送が年数件あります。令和6年度は消化器系の割合が比較的多く、腸炎、腸閉塞の疾病が増えた。これは資料3をご覧ください。国の方針としてマイナ救急による主治医、病院情報の活用が進められており、美深町においても今後体制の整備をしなければなりません。なお、この委員会の調査当日には、実際に携帯電話を使った119番通報（訓練）を行うことができ、理解を深めることもできました。調査のまとめです。緊急通報装置は保健福祉課において設置が必要な高齢者独居世帯や高齢者夫婦世帯に装置の機能について説明を行ったうえで消防署が設置しています。設置世帯数は人口減少に伴い年々減少傾向にあります。予備機もあることから有効利用を図る必要がある。また緊急通報装置をより有効に活用するため、今後施行されるマイナ救急との連携が求められます。消防職員については救命救急士の高齢化により若い世代の育成が必要となっており、若い世代が働きやすい職場環境を整えることに重点をおいています。消防団員は新規入団希望者が少なく、定員70名に対して調査時点では65名であり、5名の欠員が生じています。なり手不足は全国的な問題であるが、今後もお祭りなどの行事でPR活動を継続するほか、民間のみならず行政職の参加により充足率が向上している事例もあります。過去3年間の消防団員の訓練の出勤状況には減少傾向が見られますが、今年度から団員が参加しやすいよう訓練日程を平日の仕事が終わる時間に変更しています。美深町の救急搬送件数は年々増加傾向であり、救急搬送時に効率よく患者が希望する病院により適切に搬送できるよう、今後はマイナ救急の活用も求められます。以上で報告とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ございますか。なければ以上で報告を終わります。

◎日程第13 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第13 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。議案調査のため明日19日を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、明日１９日を休会とします。以上で本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。大変ご苦勞様でした。

散会 午後３時４０分

令和7年第2回定例会
美深町議会会議録
第2号（令和7年6月20日）

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第18号 美深町税条例の一部改正について
- 第 3 議案第19号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 4 議案第20号 令和7年度美深町一般会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第21号 ほっとプラザ・スマイルの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 6 意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条例の参加・調印・批准を求める意見書の提出について
- 第 7 意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施設の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第 8 議員派遣の件
- 第 9 承認第2号 閉会中の所管事務調査の申し出について

◎出席議員（10名）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 番 木 下 広 悠 君 | 2 番 望 月 清 貴 君 |
| 3 番 中 瀬 亮 太 君 | 4 番 名 取 明 美 君 |
| 5 番 欠 員 | 6 番 田 中 真奈美 君 |
| 7 番 小 口 英 治 君 | 8 番 藤 原 芳 幸 君 |
| 9 番 和 田 健 君 | 10 番 荒 川 賢 一 君 |
| 11 番 南 和 博 君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 町 長 草 野 孝 治 君 | 副 町 長 川 端 秀 司 君 |
| 総 務 課 長 中 江 勝 規 君 | 企画商工観光課長 小 野 勇 二 君 |

住民生活課長	桜木健一君	保健福祉課長	小林一仙君
農務課長	内山徹君	建設水道課長	中林秀文君
会計管理者	中村稔君	保健福祉グループ上席主幹	和田政則君
総務グループ主幹	青木吉信君	企画グループ主幹	渡辺善美君
経済産業グループ主幹	前田直久君	生活環境グループ主幹	川端健君
税務グループ主幹	中野浩史君	農業グループ主幹	加藤保昭君
建設林務グループ主幹	田畑尚寛君	水道住宅グループ主幹	町屋英雄君

◎教育委員会

教 育 長	杉本力君	教 育 次 長	大堀裕康君
教育グループ主幹	元岡友之君	教育グループ主幹	前田貴也君

◎農業委員会

農業委員会会長	藤本博君	事 務 局 長	内山徹君
---------	------	---------	------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事 務 局 長	竹田哲君
--------	------	---------	------

◎議会事務局

事 務 局 長	竹田哲君	事務局副主幹	服部満君
---------	------	--------	------

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は 10 名全員出席です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎日程第 1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第 1 諸般の報告を事務局長より行わせませう。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告を致します。閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から 6 月実施の例月出納検査報告書、町長から町出資法人にかかる令和 6 年度経営状況説明書、株式会社美深振興公社については議会側議案に写しを添付しています。次に追加議案について申し上げます。長側提出のものは条例改正 1 件、議会側提出のものは意見書案 2 件、議員派遣 1 件、承認 1 件の合計 5 件で本日の会議に付議しております。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第 18 号 美深町税条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第 2 議案第 18 号 美深町税条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第 18 号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。場内暑ければ上着を脱いで構いませんので、よろしくお願いします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか

（「なしと呼ぶ者あり」）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第 18 号について採決します。議案第 18 号 美深町税条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第 18 号は可決されました。

◎日程第 3 議案第 19 号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第 3 議案第 19 号 美深町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第 19 号に関し質疑を行います。質疑ありま

せんか。

8 番 藤原君。

○8 番（藤原芳幸君） 今回、このように少し色々金額を改正して、色々緩和策といいますか、住民に対する配慮をいただいているわけですが、1 万円あるいは2 万円ぐらい基準額が変わることによって町内でどのぐらいの方がこの対象として増えることになるのかわかりましたらお願いいたします。

○議長（南 和博君） 中野税務グループ主幹。

○税務グループ主幹（中野浩史君） 課税限度額の引き上げに関しましては、基礎課税額にかかる限度額到達世帯につきましては、令和6 年度の所得情報をもとに見込み算定してございますけれども、23 世帯と見込んでいます。それから後期高齢者の支援金と課税額の限度額到達世帯につきましては、19 世帯を見込んでいますところ。以上です。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第19 号について採決します。議案第19 号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、議案第19 号は可決されました。

◎日程第4 議案第20 号 令和7 年度美深町一般会計補正予算（第1 号）について

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第20 号 令和7 年度美深町一般会計補正予算（第1 号）を議題とします。これから議案第20 号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

10 番 荒川君。

○10 番（荒川賢一君） 9 ページになります。18 節、地域おこし協力隊活動費補助金についてお伺いをいたします。今までも協力隊がおりまして、昨年も個人的に色々発信している協力隊員もいらっしゃいました。どうして当初予算ではなく、今回の補正に至ったのかその経緯をまずお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 前田経済産業グループ主幹。

○経済産業グループ主幹（前田直久君） 今回の議員おっしゃっているところは補助金の

中のWi-Fiの通信機器の部分かなと思うのですが、去年までというよりは、今年入ったSNSを媒体にした広報活動をしている協力隊員がいるのですけれども、その方が今までのようなスマホでちょっと撮って、ポッとあげるというようなスタイルではなくて、しっかり動画を撮って編集もしてやることによって、通常よりすごい通信容量を使うということが分かりまして、今回、通常の部分ではちょっと足りないということもありましたので、ポケットWi-Fi、今回はそういうポケットWi-Fiで無制限の内容のものを契約して、活動あちこちに持っていけるようなスタイルのものをちょっと導入したいということで、検討して今回の6月の補正に挙げさせていただいたというようなことになってございます。

○議長（南 和博君） 10番 荒川君。

○10番（荒川賢一君） はい、わかりました。色々お話を聞きますと庁舎の中にはWi-Fi設備が備わっていないという風にお聞きしております。関連する話なのですが、職員の皆さん職務上の障害がないのかどうかその辺りはどうなのでしょう。

○議長（南 和博君） 青木総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（青木吉信君） 庁舎内のWi-Fiについては、町職員使えるものiPadの部分以外はございません。今ですね、職員のパソコンについてはセキュリティの問題もありましてLG回線とインターネット回線、完全に分離した形でセキュリティ対策しておりますので、そこにWi-Fiを繋ぐということは今考えておりませんし、今、業務する中で不具合等は起きていないと考えております。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論終了します。これから議案第20号について採決します。議案第20号 令和7年度美深町一般会計補正予算（第1号）について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第20号は可決されました。

◎日程第5 議案第21号 ほっとプラザ・スマイルの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第21号 ほっとプラザ・スマイルの設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） それでは議案第21号 ほっとプラザ・スマイルの設置及び管理に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正はほっとプラザ・スマイルのホールへの冷房設備新設に伴い、夏季に冷房を使用する場合の使用料金を定めるものでございます。よろしくご審議いただき原案ご決定下さいますようお願い申し上げます提案説明と致します。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案の説明をさせていただきます。追加議案の1ページお開きいただきたいと思います。議案第21号 ほっとプラザ・スマイルの設置及び管理に関する条例の一部改正について。ほっとプラザ・スマイルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。内容につきまして資料で説明いたしますので、2ページ、次のページをご覧くださいと思います。この条例改正につきましては、スマイルのホールに冷房設備を設置することに伴いまして、夏季いわゆる5月から10月の間なのですが、こちらの間で冷房を利用する場合の会場使用料につきましては、冬期の使用料金を適用することとする改正。併せて文言を整理するものでございます。現在スマイルで冷房設備を備えている部屋というのは会議室とルーム3といわれた2つの部屋でございます。会議室につきましては主に七福クラブの皆さんが使うことが多い部屋でございます。ルーム3の方は主に自治会活動で使われることが多い部屋でございます。これらの部屋で一般の方々が夏季に冷房を使用する場合の使用料金は暖房を使用する冬期の使用料金をいただいているところでございます。令和7年度当初予算でスマイルのホールに冷房設備を設置する予算を措置致しまして、4月に工事を発注いたしました。7月末日の工期として現在工事が進行しているところでございます。これが完成いたしましたら現在冷房が使える会議室、それからルーム3と同じように夏季において冷房施設を使用する場合には、冬期の使用料金を適用しご負担いただくこととする改正でございます。改正条例につきましては具体的に説明いたしますので、3ページの新旧対象の表をご覧くださいと思います。冷房を使用する場合に冬期料金を適用することにつきましては、別表1の下にあります備考の第3項に規定しています。この中の括弧書きで冬期料金を適用する部屋を会議室とそれからルーム3というように限定的に列記しているのですが、今般、ホールにも冬期の使用料を適用することにあたって、このような限定的な列記については廃止いたします。そうすることによりまして、今後さらに他の部屋にも冷房設備が供えられた場合にも、その度に条例を改正することなく冬期の使用料が適用できることとなります。ホールの使用料金につきましては別表1の一番上に規定してございまして、基本料金3時間以内の使用料金は夏期1,810円となっておりますが、この改正

によって冷房を使用する場合には冬期の2,160円を適用してご負担いただくこととなりますので、3時間ということでありましたら350円の料金ご負担が増えるということになります。この他にこの改正に合わせて文言整理を行います。別表1の上にあります第4条と第6条こちらをご覧ください。この条項の中で、ひらがなで「もの」と表記しているところが3カ所ございまして、ここで謳っているひらがなの「もの」というのは人だとか法人を示しているのですけれども、これを法令で用いる時は漢字の「者」という字を使うのが厚生省の使い方となってございます。現行の表記がひらがなだからといって誤って解釈されるということはないとは思っておりますけれども、条例を今回改正しますので、この機会にルールに沿って表記を改めようとするものでございますので、ご理解いただきたいと思います。最後に附則ですけれども新旧対照表の下、3ページの一番下なのですけれどもこちらに記載してございます。施行期日に関する規定でございまして、この条例は公布の日から施行するということと致します。以上で議案第21号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） これから議案第21号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） 冷房設備が追加されることによって色々改定の話がございましたが、ちょっと確認したかったのですが、夏期料金、冬期料金と区分けになっておりますが夏期料金の場合、例えば5月から10月までとするとなっておりますが、その間にその部分が加算されて利用料に反映されるということになるのか、その間で暑い日に冷房を使った時間を記録しておいてその部分での精算となっていくものなのかちょっとその辺に関してわからないのでお答えをいただきます。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ上席主幹。

○保健福祉グループ上席主幹（和田政則君） 夏期の5月から10月の期間になるのですが、夏期の期間に冷房を使用する場合には冬期料金を適用するということですので、基本料金ですと350円が高くなるかなという風に思います。それで貸館自体の一体的にというか1回の貸館で冷房を使うか使わないかで判断してもらって使うということであれば、3時間以内であれば基本料金分、超過した分は超過料金ということで料金をいただくことになるかなという風に考えてございます。

○議長（南 和博君） 8番 藤原君。

○8番（藤原芳幸君） それでは当然、北海道の場合は5月から住宅ずっと使っているということはなかなか少ないわけで、場合によってはその間で借りるけれども、温度等によっては冷房は使わないよといった場合には、その部分はなしとなっていく中で、利用者側に

選択権があるというような形で、時間に関してもその中でもって申請になるのか、頼んでおいた時間を超えた分なのか、実際の使用料金、使用時間をチェックしておくのかというのはちょっとわからないのですけれども、基本的には使った場合には発生すると。使わなかった場合には発生しないという考え方で理解してよろしいですね。

○議長（南 和博君） 和田保健福祉グループ上席主幹。

○保健福祉グループ上席主幹（和田政則君） 冷房に関しましては使った時のみ料金が発生するというので、その１回の貸館でその時間で区切るわけではなくて、その貸館自体で例えば１時間使ったとしても３時間分の基本料金は、冬期の基本料はかかってきます。

○８番（藤原芳幸君） そういうことか。

○議長（南 和博君） よろしいですか。他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第２１号について採決します。議案第２１号 ほっとプラザ・スマイルの設置及び管理に関する条例の一部改正に賛成の方は挙手願います。全員賛成です。従って、議案第２１号は可決されました。

◎日程第６ 意見書案第１号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第６ 意見書案第１号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は小口議員。賛成者は名取、藤原、田中、望月、木下の各議員です。この際、提出者の小口議員から本件の趣旨についてご説明をいただきます。

７番 小口君。

○７番（小口英治君） 意見書案第１号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について。地方自治法第９９条及び会議規則第１４条の規定により下記のとおり意見書を提出します。提出者は私、小口、賛成者、名取、藤原、田中、望月、木下の各議員です。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣です。意見書案は朗読に代えさせていただきます。日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書案。広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから７２年を経た２０１７年７月７日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年９月２０日には同条約への調印・批准・参加が開始され２０２１年１月２２日に発効いたしました。現在９４か国が署名し、７３か国が批准しています。核兵器禁止条約は核兵器の開発、実

験、生産、製造及び保有、貯蔵さらにその使用と使用するとの威嚇も禁止し、条約締結国に対し自国の領域または自国の管轄もしくは管理の下にあるいかなる場合においても核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備することを禁止しています。日本国民のおよそ9割が戦争を知らない世代となり、早期の署名・批准を願う被爆者の方の平均年齢も86歳を超え、残された時間も少なく悲惨な体験を後世に伝える語り部も減少しています。戦争のない平和な世界の実現は国民の恒久の願いです。唯一被爆国である日本は核兵器のない世界を望む国内外の世論と核廃絶の世界の流れを積極的に主導すべきです。2024年12月10日、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。被爆者の皆さんが自らの体験、証言をととして核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献したとノーベル委員会は称えています。よって日本政府に対し、核兵器禁止条約に早急に署名し批准するよう強く求めるとともにそれまでの期間はオブザーバーとして締結国会議及び検討会議に参加するよう強く求めます。以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。各議員のご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので意見書案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから意見書案第1号を採決します。意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、意見書案第1号は原案のとおり可決し意見書を提出することに決定しました。

◎日程第7 意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第7 意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題としま

す。本件の提出者は和田議員、賛成者は、田中、荒川、名取、中瀬の各議員です。この際、提出者の和田議員からは本件の趣旨についてご説明をいただきます。

９番 和田君。

○９番（和田 健君） 意見書案第２号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について。地方自治法第９９条及び会議規則１４条の規定により下記のとおり意見書を提出いたします。提出者は私、和田、賛成者は田中、荒川、名取、中瀬各議員でございます。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣です。では、趣旨の説明の方は意見書案の朗読に代えさせていただきます。ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書案。本道の森林は全国の森林面積のおよそ４分の１を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給などの多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには森林資源の循環利用を進める必要がある。全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けて伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。本町をはじめ道内各地域では森林資源の循環利用に向けて森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など様々な取り組みを進めてきたところである。本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。よって、国においては次の措置を講じるよう強く要望する。１、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、新たに策定された国土強靱化実施中期計画に基づき、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や防災・減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。２、森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出するものでございます。議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので意見書案第２号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。なければ討論を終了します。これから意見書案第２号を採決します。意見書案第２号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って、意見書案第２号は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決定しました。

◎日程第８ 議員派遣の件

○議長（南 和博君） 次、日程第８ 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第１２２条の規定によってお手元に配布のとおり議員派遣を決定したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って、議員派遣の件は原案のとおり決定しました。

◎日程第９ 承認第２号 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（南 和博君） 次、日程第９ 承認第２号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。総務住民常任委員会及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会からお手元に配布の調査事項に関しまして閉会中の所管事務調査の申し出があります。本件申し出のとおり承認したいと思います。そのように決定してご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って閉会中の所管事務調査の申し出は承認と決定しました。これで本定例会に付議されました案件の一切を終了しましたので会議を閉じます。これで令和７年第２回美深町議会定例会を閉会します。大変ご苦勞様でした。

閉会 午前１０時３１分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 南 和 博

署名議員 望 月 清 貴

署名議員 中 瀬 亮 太